

令和5年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和5年3月15日 午後0時58分 委員長宣告
4. 審査事項
 1. 付託案件
 - 議案第23号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 可児市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第31号 可児都市計画可児駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第35号 市道路線の認定について
 2. 出資法人の経営状況説明書について
 - (1) 公益財団法人可児市体育連盟
 - (2) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団
 3. 報告事項
 - (1) 可児市運動公園整備事業について
 - (2) 部活動改革の進捗状況について
 - (3) 可児市水道整備基本計画の改定について
 - (4) 岐阜県水道広域化推進プラン（案）について
 - (5) 岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画（案）について
 - (6) 市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起に関する和解及び結果報告について
 - (7) 第二次可児市都市計画マスタープランの改訂について
 - (8) 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の運営に関する協定書について
 - (9) 移動図書館（ひまわり号）事業の廃止について
 4. 協議事項
 - (1) 可児市空き家等対策協議会の委員について
 - (2) 今後の委員会活動について
 - ・議会報告会について
 - ・関係団体等との懇談会について
 5. その他
5. 出席委員 （8名）

委 員 長 山 根 一 男	副 委 員 長 松 尾 和 樹
委 員 伊 藤 健 二	委 員 中 村 悟
委 員 酒 井 正 司	委 員 川 上 文 浩

委 員 伊 藤 壽 委 員 高 木 将 延

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

公益財団法人可児市体育連盟 事務局長 杉山徳明
公益財団法人可児市文化芸術振興財団 事務局長 杉下隆紀

8. 説明のため出席した者の職氏名

文化スポーツ部長	三 好 誠 司	市 民 部 長	日比野 慎 治
建 設 部 長	林 宏 次	水 道 部 長	溝 口 英 人
総 務 課 長	武 藤 務	文化スポーツ課長	水 野 正 貴
図 書 館 長	牛 江 明 美	都市計画課長	日比野 聡
都市整備課長	中 井 克 裕	建築指導課長	須 田 和 博
施設住宅課長	今 井 亨 紀	管理用地課長	柴 山 正 晴
上下水道料金課長	和 田 誠	水 道 課 長	千 田 泰 弘
下 水 道 課 長	只 腰 篤 樹		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	宮 崎 卓 也	議会総務課長	杉 山 尚 示
議 会 事 務 局 記 書	今 枝 明日香	議 会 事 務 局 記 書	中 水 麻 以

○委員長（山根一男君） 皆さんお疲れさまでございます。

時間ちょっと早いですけれども、皆さんおそろいですので、始めてもよろしいでしょうか。それでは、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

なお、市執行部の出席につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、必要最小限にとどめ、随時入替えをしていますのでよろしくをお願いいたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第23号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（須田和博君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案資料1、議案書の38ページから48ページ、議案資料8の提出議案説明書の4ページになります。

議案第23号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

配付しました委員会資料1-1を御覧ください。

建築に関する今回の条例改正は2つあります。1つ目は、建築基準法の改正に伴い、項ずれが生じたため、条例の引用項を改めるもので、議案書38ページの別表第6項の部分です。2つ目は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、住宅の省エネ性能の評価判定ができる誘導仕様基準が新設され、簡易な計算方法が追加されたため改めるもので、議案書38ページの別表第12項からと、41ページの別表第13項からの部分になります。

次に、委員会資料の1-2を御覧ください。

上段の図を御覧ください。

図の上にある認定審査①の事務は所管行政庁でしか行えませんが、基準審査②の事務は、所管行政庁のほかに民間の登録住宅性能評価機関も行うことができ、申請者が選択できる仕組みになっております。

図の手数料の額は、認定審査①と、基準審査②の両方を所管行政庁で行う場合を示しております。従来はパソコン等の表計算プログラムによって評価する煩雑な標準計算のみでしたが、申請者等の負担軽減のために、誘導仕様基準が新設され、簡易な計算での評価による手数料を追加するものです。

この制度は、都市の低炭素化の促進に関する法律、いわゆるエコまち法において、建築物の低炭素に資する建築物の建築や、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律において省エネ性能の向上に資する建築物の建築を行う場合に、その計画が建築物エネルギー消費性能基準を2割程度厳しくした誘導基準に適合している場合には、所管行政庁による認定を

受けて、税制優遇や容積率の特例などのメリットを受けることができるというものです。

以上の改正内容により、低炭素建築物新築等計画の認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料の額について、規定を追加することから、可児市手数料徴収条例の一部を改正するものです。

次に、委員会資料1－3を御覧ください。

手数料の額は審査にかかる所要時間で算出しておりますが、一戸建ての住宅の場合、一番上のところになりますけれども、この場合では、認定審査と現行の標準計算による基準審査を行う場合は3万6,000円ですが、簡易な計算による基準審査の場合には1万8,000円ということで、この1万8,000円が新たに追加されるということになります。

今回の建築基準法の改正及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正については、既に施行されているために、早急に当該手続に係る手数料を定める必要があります。

なお、岐阜県内の特定行政庁及び限定特定行政庁におきましても、手数料単価は同額となっております。3月の定例会に上程予定というふうに伺っております。

建築に関する条例改正については以上ですが、議案書45ページの別表第15項の改正についても併せて説明いたします。

別表第15項の改正は、個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関する規律体系が変更するため、保有個人情報の写しの交付に係る手数料の根拠条例を改めるものです。

説明は以上です。

○委員長（山根一男君） これより、議案第23号に対する質疑を行います。

どなたかいらっしゃいますか。

○委員（伊藤 壽君） 簡易な計算方法が追加されたわけですね、その手数料部分で。従来の計算と簡易な計算って、審査対象で違いはこういったところがありますかね。

○建築指導課長（須田和博君） 審査対象の違いということで、委員会資料の1－2のほうを見ていただきますと、真ん中のところに表がありまして、表の左側に標準計算ということで今まであった計算、右側の追加というところに簡易な計算というものが出てきています。その中を見ますと、一番左側に外皮性能、省エネの場合には外皮性能と一次エネルギー性能というのと2つありまして、特にこの外皮性能というのがあるわけなんですけれども、この外皮性能につきまして、今までの標準計算の場合ですと、例えば各部材の面積とか長さとか部材のもともとの性能とかなんかを事細かく拾って、パソコンで精密に数値を出して評価すると。

それに対して、右側の追加された分については、仕様で判断するというので、その仕様が何かということがもう一つ下の、真ん中に家の絵が描いてあるところの絵がありまして、その左側のほうに誘導基準仕様の一例ということで、ある程度場所によってこういったものを使えばその基準をクリアするかという、そういった評価がある程度決まった形で評価されるということで、それによって判定が簡単になるというようなやり方でございます。以上で

す。

○委員長（山根一男君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

○委員（酒井正司君） 資料1-1の頭、一番最初、条例改正の理由で建築基準法の関連ですよな。

この応急仮設建築物という解釈、これは何か災害用のような、仮設住宅のような意味合いでしょうか。

○建築指導課長（須田和博君） そうですね、そういった仮設建築物全般になりますので、そういった災害のときの建物もそうなると思いますし、例えば最近でよくあるのは、特に新型コロナウイルス感染症の発熱外来なんかで外で仮設のものを建てて、そこでちょっと診療するとかというのがあったと思うんですけども、あれなんか特に、今回大きく変わった要因になっているのかなということで、基本的に仮設建築物というのは、当然仮設ですのである程度期間が短い間に限定されているものなんですけど、ただやっぱりそういう事情の中で、どうしてもある程度長期にわたるような、仮設でも長期にわたる場合がありますので、そういったときには更新をするというようなことを、限度を超えてまたある程度継続して更新できるようなものを今回、中に増やしたということで、こういった形になっているということでございます。

○委員（酒井正司君） 分かりました。

これが存続期間がちょっと延びるといっただけなんですけど、ということは、どういう意味合いがあって、これとは直接関係ないですが、例えば資材の性能が上がったとか、何かそういう背景があるわけでしょうかね。

○建築指導課長（須田和博君） 資材の性能云々まではちょっと分からないんですけど、先ほど言いましたように仮設建築物が、ちょっと正確な数字は分からないんですけど、大体、本来、仮設建築物の最大の年数が2年ちょっとか3年以内ぐらいだと思うんですけども、ただそれで終わらないような、先ほど言いましたように例えば新型コロナウイルス感染症がもっと続いて、もっと長期にわたって仮設の建物を使わざるを得ないような場合もありますので、また一回壊して一からやり直すかというのも大変無駄な話だと思いますし、そういった状況の中で、物自体が問題なければ、仮設建築物といえども更新をすることによって、例えば1年延ばすよというようなことで継続した建物の使用ができるという、そういう考え方の中で仮設建築物の存続期間を変えたということだと思います。

○委員（酒井正司君） はい、ありがとうございます。まあまあ理解できました。

それで、この(2)のほうなんですよね。誘導仕様基準が新しく創設されたんですよね。

これって、容積率の特例だから、例えば一般住宅やとせいぜい太陽光ぐらいでしょう。燃料電池だとか、太陽熱利用なんていうのは普通、一般家庭では使わないんで、太陽光発電ぐらいしか該当しない。しかも、そのメリットとしたら、容積率の緩和なんて本当に微々たるメリットというか、言えるかどうかぐらいのあれですけど、じゃあ実際にこんなものは、市

にどんだけの影響が出るかという気がするんですが、その辺どうなんですかね。

○**建築指導課長（須田和博君）** メリット云々という話になりますと、今言った容積率以外にも、建物の登録免許税の減税とか、場合によってはローン減税というのものもあります。ただ、実際の話として、今までの過去の可児市の実績としては、大体年に6件ぐらい出てきている程度かなということで、件数としてそんなにたくさん出てくるものではないかと。前の委員会的时候に話した、長期優良住宅のほうがどちらかというと皆さん利用されていることが多い感じで、今回の低炭素とか省エネのほうは、それと比べると大分まだ少ないなという感じはしております。

○**委員（酒井正司君）** ありがとうございます。分かりました。

○**委員長（山根一男君）** いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了したいと思います。

続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

○**委員（伊藤健二君）** 本議題は、手数料徴収条例の一部改正の議案ではありますが、今、社会的にいうと電力逼迫等の問題がよく起こるようになりました。

どう電力をつくっていくかという問題ではいろんな議論がありますが、そのほうは別にして、エネルギー消費を削減していくというのは社会的にすごく必要な課題となっています。

その上では、建物の断熱性能を大きく高めて、エネルギー消費を抑える、設備を更新する際に高い省エネ性能のものが取り入れられるようにしていくということは、社会的に強く求められていると考えます。

その点で、今回、条例の改正によって手数料を軽減し、こうした取組が促進されるように誘導していくという形は大変必要なものだと思って、この条例に賛成を表明いたします。以上です。

○**委員長（山根一男君）** ほかに討論ございますか。

[挙手する者なし]

それでは、討論を終了したいと思います。

これより議案第23号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 可児市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第

31号 可児都市計画可児駅東土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定については、関連するため一括議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（中井克裕君） 議案第24号は、資料番号1、議案書49ページ、資料番号8、提出議案説明書5ページを、議案第31号は、議案書76ページ、提出議案説明書7ページを御覧ください。

可児都市計画可児駅東土地地区画整理事業における精算金の徴収及び交付が終了し、当該事業が完了することにより、議案第24号は、可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計を廃止いたしますので、第1条第3号を削る条例の一部改正を、また議案第31号については、条例を廃止するものです。

施行日は令和5年4月1日です。以上です。

○委員長（山根一男君） ただいまの説明につきまして、質疑等ございますでしょうか。

○委員（伊藤 壽君） 特別会計のほうですが、令和4年度は特別会計として特に予算は計上していないんですよね。令和3年度からの引き続きがあったかと思うんですけど、その辺の流れをちょっと、金額を含めて概要を説明していただけるでしょうか。

○都市整備課長（中井克裕君） 今お話がありましたとおり、令和3年度からの繰越しになります。繰越額としましては2,400万円でございます。

内容につきましては、換地処分等の業務委託料が730万円、換地処分交付精算金としまして1,550万円になります。

すみません、繰越金額としては2,280万円になります。

換地処分の交付精算金1,550万円につきましては、土地の、どうしても終わった後に測量等もしまして面積が大小したりとか、そういったこともございますので、それをお金によって精算をするものでございます。

そして業務委託料の730万円ですけれども、今の換地に関わる計算とか、あと今ちょうど完工誌というものをつくっておりますけれども、そちらのほうの委託料になります。これは3月末までの委託契約になっております。以上でございます。

○委員長（山根一男君） ほかに議案第24号及び議案第31号に対する質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了したいと思います。

続いて、討論を行います。

討論のある方、発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより、議案第24号 可児市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第31号 可児都市計画可児駅東土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第24号及び議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○管理用地課長（柴山正晴君） よろしくお願ひいたします。

資料番号1の議案書81ページ、資料番号8の提出議案説明書の8ページ、併せて資料番号10、委員会資料の2を御覧ください。

市道路線の認定（位置図・その1）をまず御覧ください。

場所は、可児川を国道248号が高架で通過する付近の可児川右岸堤防道路の一部区間で、起点は県道御嵩・犬山線の新広瀬橋付近、終点は徳野南一丁目地内の既設の市道に接続します。

当区間は、岐阜県が管理する可児川の河川堤防道路としての位置づけで、幅員は3メートル程度ではありますが、徳野南方面から県道御嵩・犬山線へ通り抜けができるため、当区間を利用する車両や歩行者は少なくありません。舗装状況が悪く、市民の方から補修要望をいただくたびに、県へその旨要望してはおりますが、河川管理道路としては補修の対象とはならず、路面は荒れた状態となっております。市民の皆様の生活道路としての安全確保のため、新たに市道5407号線として認定し、適切な管理を行うものです。

起点は可児市下恵土字広瀬、終点は可児市徳野南一丁目となります。

続きまして、位置図・その2を御覧ください。

場所は、東帷子地内のJAめぐみの帷子支店の南側の住宅分譲開発によって造られた道路です。市への管理移管が完了しており、起終点とも市道8104号線に接続し、通り抜けができる道路であることから、新たに市道8389号線として認定し、管理するものです。

起終点は、共に東帷子字上清涼寺となります。以上です。

○委員長（山根一男君） これより議案第35号に対する質疑を行います。

○委員（川上文浩君） この部分は県の河川管理道路ということで、今回、県に要望してもなかなか補修をやっていただけないということで、市道にして管理をしていこうという考え方だと思います、この市道5407号線について。

ただ、その発想でいくと、県の河川管理道路というのは、相当の総延長距離ありますよね。各地域でいろんな生活道路で使っていたり、いろんなことがあって、要望なり、いろんなことが上がってくるという現状がありますよね。私も何度かそれを経験していますけれども、それをじゃあ県がやってくれない生活道路で管理してくれないので、市道に変えていくという、今回のこの市道5407号線については、どこの時点でそれを判断されたか。どういう理由で、理由はさっき述べられたけど、その判断の基準はどこにあるわけですか。

○管理用地課長（柴山正晴君） 私も土木課に10年以上前から勤務したことがありますけれど、その頃からも、やはり舗装状態が悪くて穴が空いていて、タイヤが落ち込むとか、転ぶとか、そういった話を結構10年以上にわたって聞いてきたという経緯がございます。

今回も、今年度につきましても、土木課のほうに補修要望が上がっておりまして、やはり県のほうは河川の予算としての道路補修のお金は基本的にはないよということですので、そこで土木課が苦肉の策でレミファルト、簡易舗装の合材をもって充てていると。そういったことがずっと長年続いてきたというところで、状況も私も当然見てきましたけど、かなり悪いところがございまして、路肩もちょっと崩れてしまっているというところで、歩かれる方とか自転車の方も結構見えますので、もうちょっと、やっぱりこんだけ長い間、市民の方の要望を放置しておくのもいかなものかということで、土木課とも協議しまして、次年度、予算がつかましたら補修をしていくという方向で土木課とも調整はしており、県とも事前にちょっと打合せはしております。

なので、今回このように認定させていただいて、補修のほうをさせていただきたいというふうに思います。

○委員（川上文浩君） それは、ここを利用される方はそうなったほうが、安全な道路管理をしていただけるのでありがたいなと思うところはあるんだけど、そういう考えでいくと県はやはり市でやってくれ、市でやってくれという考えが出て、どんどんそれが増えていく。これがいいことか、悪いことかという、市民福祉、そういった安全は上がっても負担は増えていくということになってくるので、その辺のところは今後どうなっていくのかということと、県道に関するいろんな部分の要望というのは、これと違う話にはなるかもしれませんが、あまた出てくるわけですね。あまた要望しても、全く遅いし動いてくれないということで、本当に我々も苦労しています、議員としても。

そういった中で、やはりこの部分に関しては、僕も通ったことありますが、ひどい状態だと、よくこの道、みんな使うなど、抜け道として思う。僕は絶対走らないようにしているんだけど、それぐらいの道路で。ただそれって、県の責任は、河川管理道路だから、通るなど言うんなら、通行止めすりゃいいだけの話で、県が。なぜそれをやらずに、最終的に市に全部拭わせるような、責任を押しつけるような、市で管理してくれたらラッキーというようなことになるのか。そのところの県の考え方はどうなのか。使わせないようにすればいいだけでしょ、河川管理道路なんだから。そこを思うんですよ。

ほかにもいっぱいあって、そういう話があるんだけど、県は、いや、勝手に使われているんだから知りませんというようなことおっしゃるんだけど、それで通用するのかと。

もしそういった、例えば瑕疵の問題が出たとき、瑕疵があったときに、県はどう責任取るのかということをお聞きしたいんですけど、これに兼ねてだけで申し訳ないんですけど、ちょっと聞きたいなと思っている。

○委員長（山根一男君） 管理用地課長、答えられますか。

○管理用地課長（柴山正晴君） 委員おっしゃられるとおり、可児川の河川道路、河川の両脇

に大体3メートルぐらいの幅員でほとんど入っているわけなんですけれど、場所によってはやはり言われるとおりポールを立てて通られないように、通らせないようにしているところも結構たくさんあります。

なぜここが現在通れるような状態になっているのかというのは、はっきり申し上げてちょっと分からない状態でありますので、昔から通っていたのでここは開けておいたほうがいいのではないかというような、そういうような判断ではないかなというふうには思いますけれど、ちょっと確かなことは私もちょっと言えませんもんですから、申し訳ないですけど。

○委員（川上文浩君） 僕は、だからその辺は県の責任もはっきりさせてもらって、管理しないなら通すなということを明確にしてもらわないと、本当に可児川の河川管理道路って、基本的にみんな使っていますよ。そのたびに、市を通じて県へ要望したりなんかしているんだけど、いかにもそういったところが県は曖昧過ぎて、何言ってもちょっと対応してもらえないような状況が続いているので、ここはもう強く、管理しないなら責任持って自分たちで止めろというふうにしていかないと駄目で、それができなかつたら、市で管理するのであれば、やはりそれ相応の我々もリスクを背負うわけだから、それでね。やっぱりそのところはちょっと県ともう少し、もっと強く、強気を出ているとは思うんだけど、もうちょっとしっかり県のほうで、瑕疵の範囲とかその辺もきちっとしてもらってやってもらわないと困るのかな。

これから市道認定すれば、当然全部市の責任としてしっかり管理されて、補修が必要ならすぐ行って補修していただいたりだとか、そういうことになってくるんだと思うんだけど、さすがにちょっとこのところの県の動きとか、我々も河川管理道路も含めて県の道路、あえて言うと本当に金山線の県の歩道の、毎回毎回ですけれども、点字ブロックがすぐに割れて壊れる、その苦情ばかり私は背負って言っているんですけども、何一つ動いてくれないと。市のほうで要望していかないとという、今回ちょっと違う動きがあるわけですけども、その辺のところを少し、しつこいようだけど、市道認定、分かりましたと言うんだけど、その分というのは、利便性は上がるとしても、やっぱり管理費はこちらのほうに来ることなので、その辺の部分のところはもう少しちょっと、県のほうにしっかりと強く要求してもらいたいと思うし、こういう声が上がっているということは伝えていただければありがたいなと思います。

○委員長（山根一男君） よろしいですね。

ございますか。

○管理用地課長（柴山正晴君） 今の御意見は何いましてので、県のほうにはこれからしっかりと協議してやっていきたいと思えます。お願いします。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑は。

○委員（伊藤健二君） 私もよく通る市道5407号線になるわけですが、この新広瀬橋というのが端っこに接合するようになっていましてですけど、この新広瀬橋の前に昔、その隣に橋があったんだね。もっと細い。それが坂戸側と下恵土の沢渡側を結んでおった。言ってみれば私、

通学路でここを通過しておった。自転車でね。ということもあって、ずうっと昔からここを使っておるんですよ。だから、川上委員がおっしゃられた、早く止めりゃいいんじゃないかという、そう簡単に止められるような状況じゃなくて、ほとんどここに関わる人が年がら年中行き来しているということです。つまり、私が高校生のときだから、もう四、五十年ということですね。

問題なのは、ここが起点から終点までの間の交差点を数えると、5か所あるんですよ。それから、川側じゃなくて土手側というか、宅地側のほうは地境がはっきりしないというか、相当入り組んでるような状況があつて、そこも含めて、いずれ整備していかないといけない。傷んでいる状況もあるし、もともと道幅が狭いんで、いろいろと困難も背負い込んで、でもやらざるを得んだろうという判断は、基本的に支持しますけど、相当大変だということと、道の形状は極めて不整合で、丁の字じゃないんですね。みんなイの字かYの字か、変な格好をしていますので、よっぽど気をつけながら、切り替えた代わりにはしっかりとやっていただきたいということも併せてお願いしたいと思います。

○委員長（山根一男君） 要望ということでよろしいですか。

○委員（酒井正司君） 僕は、ここは見るだけで、通らないようにはしている道路なんですよ。あまりにも狭いし、擦れ違えないし。僕は途中からクロネコヤマトのほうへ抜けて、危ないで通らない道なんですけど、今の話で、何でもかんでも市で請け負って、市民要望だからというのは、先ほどの話じゃないけど、どんどん背負い込んだら切りがないよということで。じゃあこれを、市道になったんで、狭隘道路やからちょっと少しでも拡幅とはとてもできんが、管理をして金かけて市民サービスを向上させようというあれやけど、その辺のどうなんですか、覚悟は。ちゃんと路面整備とか、そっちも即やる予定なんですか。どうなんですか。

○管理用地課長（柴山正晴君） 事前に土木課長のほうからも相談がありまして、あまりにもやっぱり苦情が多いもんですから、土木課としましては次年度予算の中で、もし議案のほうが採決されれば、舗装のほうの修繕をやっていこうということを私は聞いております。以上です。

○委員（川上文浩君） しつこいようで申し訳ない。

修繕は全面的にやるということじゃなくて、認定して修繕だけやっていこうという話なんだというふうに今分かったのと、それと、新広瀬橋のたもとにつながるじゃないですか。交通規制は何も触らずにそのままということでもよろしいですか。

○管理用地課長（柴山正晴君） はい、今のところそこまでは考えておりません。

○委員（中村 悟君） 地元議員として確認で。

いろいろ御意見言っていただきましてありがとうございます。これ、市道にしてもらえるかと大変助かります。

ただ、今言われたように、要望事項ばかりに走り回らなあかんかなという懸念はあるんですけど、これ市道認定してもらうについて、過去にいろいろ出した、本当これたくさんやる所ありますよね。たとえ一部でも二部でも、県に舗装なんかも一部きれいにした上で

市道認定してもらおうという話ではなくて、このままただ認定してこれからという話ですか。

○管理用地課長（柴山正晴君） 県のほうには再三要望しておりまして、先ほど申しましたように河川の管理道路ということで、河川事業としては道路のほうまでは触らないと。管理するための道路だけだという県のほうのお考えもありますので、管理するには困っていないというようなところだと思います。以上です。

○委員長（山根一男君） ほかどうですか、質疑よろしいですか、大体。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

○委員（川上文浩君） 反対はしませんが、反対はしないんだけど、やはり今聞いていると、もう少しきれいにしてから県がくれるのかなと思って、管理を変えるのかなと思ったら、そのままもらって、あと補修だけこっちでもらって行って市道認定するよという話なので、その辺のところはもう少しちょっと、県のほうも河川管理道路の基準は分かるんだけど、自分のところでしっかりと管理ができていないんであったら、できるようにしてもらおうということをしっかりしてもらいたいというふうに思うし、やはり向こうとすると、ああラッキーだと思っているだけのことで、本当にちょっと県の河川管理道路の在り方というのは、本当にいつも泣かされることばかりなので、課長も御存じのように。討論になっていないかもしれない、賛成はしますけれども、今後しっかりと、特に河川管理道路に関しては、県の管理責任というのをもう少し問えるような形にさせていただいた上で、賛成討論とさせていただきます。

○委員長（山根一男君） 賛成討論ということでよろしいですね。

ほかには討論ないですか。

〔挙手する者なし〕

それではこれより議案第35号 市道路線の認定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により、暫時休憩します。

休憩 午後 1 時36分

再開 午後 1 時40分

○委員長（山根一男君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、2. 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は参考人として、公益財団法人可児市体育連盟事務局長 杉山徳明さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 杉下隆紀さんに御出席をいただきました。

それではまず、公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） よろしくお願いいいたします。

公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明については、議案資料12、令和5年度事業計画及び収支予算書にて御説明させていただきますのでよろしくお願いします。

1 ページをお願いします。

令和5年度の事業計画でございます。

当財団は、役員の任期を2か年としており、令和5年度が改選期となります。事業計画についても、令和5年度、令和6年度の2年を計画期間としております。

○委員長（山根一男君） ちょっと暫時休憩したいと思います。

休憩 午後 1 時41分

再開 午後 1 時42分

○委員長（山根一男君） 失礼しました。じゃあ再開します。

お願いします。失礼しました。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） 事業計画でございます。

当財団は、役員の任期を2か年としておりますので、令和5年度が改選期となっております。事業計画につきましても、令和5年度、令和6年度の2年を計画期間としています。

基本方針は、前期に引き続きまして、「みるスポーツ」「するスポーツ」「ささえるスポーツ」の3つを柱として、33の競技団体と連携し、1市民1スポーツの実現に向け、広域事業を積極的に推進してまいります。

具体的な施策といたしましては、スポーツ愛好者を拡大する事業の一つであります可児シティマラソンをこれまで2月に開催してまいりましたが、バラの咲き誇る早朝のぎふワールド・ローズガーデンを起点に、6月11日日曜日にハーフ部門を新設いたしまして、開催を予定しているところでございます。現在、市内の主要な団体による実行委員会を設置して、準備しているところです。

指定管理事業を令和4年度に体育連盟単独で受託しました。2年目となります。引き続き安全に利用していただける施設運営を推進してまいりたいと思っております。昨年度に更新いたしましたトレーニング機器の利用拡大にも注力してまいりたいと存じます。

事業計画につきましては、これまでも同様に8つの重点事業で進めてまいりますので、ま

たよろしくお願ひしたいと思ひます。

4 ページをお願ひします。

令和5年度の事業計画の一覧でございます。

3の第42回可児市総合体育大会開会式を4月23日日曜日に予定をしています。10の第40回可児シティマラソンは、先ほど御説明させていただきましたように、ハーフ部門を新設し、6月11日に、23の第66回可児駅伝競走大会を12月10日に、これも昨年度からぎふワールド・ローズガーデンのほうを周回するコースとして開催を予定しています。

また、年間を通じまして、スポーツ教室を14コース、約90日間計画をしています。

5 ページをお願ひいたします。

正味財産増減予算書でございます。

増減額の大きなところをかいつままで説明させていただきます。

I. 一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部、(1)経常収益では、事業収益で指定管理事業収益の増は、学校開放事業の受託費の増でございます。また、指定管理自主事業収益と体育施設収益の増が事業収益であります。受取補助金等におきましては、受取市補助金の増で、可児シティマラソンの会場案内看板や新設するハーフ部門の走路の安全対策などに必要な資機材の購入費用及び錬成館の電気料金の増でございます。受取負担金は、シティマラソン参加料、広告料、協賛金の増。受取寄附金は、シティマラソンの寄附金を、制度上、寄附金で受けられるようにしましたので、皆増になっています。

続きまして、(2)の経常費用でございます。

事業費で、給料手当の減、福利厚生費の増は、指定管理事業の実績によるものでございます。消耗什器備品費、消耗品費の増減は、シティマラソンのハーフ部門による増及び関連する資機材の予算科目の見直しによる増減でございます。使用料の増は、トレーニング機器のリース料皆増でございます。光熱水費の増は、電気料金の増です。負担金の増は、シティマラソンの公園入園料が、一番バラのいい時期になりますので増ということでございます。委託料の増は、シティマラソンに係る委託料の増です。租税公課の増額は、消費税の増です。

管理費は財団の全体事業によって変動しますが、おおむね令和4年度と同額でございます。

最後に、評価損益等調整前当期経常増減額の減につきましては、減価償却費のほか、シティマラソンを実施するためにマラソン積立金を約500万円取り崩すことにしております。正味財産増減予算書ではマイナスの表記となりますが、収支としましてはゼロになりますので、申し添えておきます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（山根一男君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

ただいまの説明について、何か質疑ございますか。

○委員（酒井正司君） 5ページの受取寄附金、予算額が200万円、前年度ゼロ、これはどういう性質のものなんでしょうかね。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） これまでシティマラソンで協賛金という形でいただいていた。いろいろなところを参考に見ますと、寄附金で扱えるほうがいいという方もいらっしゃったので、理事会で寄附金で受けられることができるように今回しまして、その分の寄附金の増になります。協賛金と寄附金とどちらか選んでいただくという形で予算計上してございます。

○委員長（山根一男君） ほかに何か質疑ございますか。

○委員（川上文浩君） まず1点、今年度、令和4年度に開催する予定だったシティマラソンが令和5年度に移動したと。その中で、今年の決算はまだですけど、そこで予算立てしたものは、そのまま繰越金としてまず令和5年度のほうに行くのかどうか。それはどういう考えで進められておるのか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） これまでのシティマラソンの予算については、もともと参加料等々でシティマラソンって運営していますので、令和4年度は収入がないので、その分使ってございませぬ。したがって、予算上はゼロという考え方で、整理しないと分かりませぬけど、そのために使っているものはないので、そういうふうな考え方でいます。

○委員（川上文浩君） ということは、使わなかった部分は、今年度で決算して返還をすると、市のほうに。未使用料として、そういう考え方でいいですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） シティマラソンにつきましては、これまで市の予算をいただいている状態で、参加料で運営していますので、返還するというようなことではございませぬ。

○委員（川上文浩君） あともう一点は、事業収益が今年度は多分、これはフルにいろいろな計画で動いていくと思うんですよね、令和5年度は。今までよりは事業収益が上がってくるとは思うんですけど、全体で220万円の事業収益の増加を見込んでいる、令和5年度はね。これぐらいですか、もう少し上がったかなんかすることはないですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） 事業収益は、先ほども御説明させていただきましたように、自主事業の事業収益と指定管理の自主事業の収益というのが、事業収益の中の大きなところになりまして、加えて指定管理事業も収益事業に入っております。指定管理事業は、今年度も来年度も同じ額になりますので、増減はないんですけど、たまたま学校開放事業について、今年私どもで実施をしてみたら、少し額がかかるので、市のほうにお願いして、来年度から予算を少し上げていただく分が若干あるのが1点。あと、自主事業でやっていますのは、今までも変わらずやっておりますので、特に今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係なくほぼほぼやっていますので、あまり大きく跳ね上がるということはないんですけども、これまでの人数と比べますと、若干緩和して、15人のところを20人とかということでは上がっているところはありますけど、あまり大きくは上がらないと思います。合計でこんなふうなふうになっています。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑はよろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、質疑は終わりにします。

ありがとうございました。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況の説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） それでは、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況について説明をさせていただきます。

資料番号13番、1ページをお願いいたします。

1. 基本方針は、文化創造センター アーラを「芸術の殿堂」ではなく「人間の家」とすることに変わりはございません。そして、市民の自慢の財産として運営をしております。

具体的には、2. えがおの劇場をスローガンに、コロナ禍以前のにぎわいを取り戻し、市民のたくさんの笑顔に寄り添えるよう取り組んでまいります。そのために、a l aまち元気プロジェクトを引き続き実施をいたします。文化芸術の持つ力をもって、生きづらさを抱えた市民や成長する子供たちに生きる意欲と喜びを感じてもらう様々な事業を総称して、こう呼んでおります。

主な個別事業としましては、上から3つ目にありますエイブル・アート展、その下の児童・生徒のためのココロとカラダワークショップ、4ページに移っていただいて、一番上の新日本フィルハーモニー交響楽団メンバーによるオープン・シアター・コンサート、7つ目の「オーケストラで踊ろう！」などを制作しております。

1ページに戻っていただいて、3. 多彩な鑑賞事業の推進としまして、地域拠点契約を結ぶ芸術団体である劇団、文学座、新日本フィルハーモニー交響楽団の公演をはじめ、市民の要望に応えた質の高い芸術作品の制作、誘致を行います。

主な個別事業としましては、2ページ中ほどの地域拠点契約公演をはじめ、3ページ、下から2つ目の「マイ・ラスト・ソング～久世さんが残してくれた歌～」は、キョンキョンの愛称で人気の小泉今日子さんに御出演いただく朗読公演を行います。

4ページに移っていただいて、上から4つ目のala Collectionシリーズとしまして、14作品目を今年も行います。可児公演に引き続き東京公演、全国ツアー公演として、四日市市、豊田市、さいたま市、香川県丸亀市、栃木県佐野市にこの作品を販売し、かつ可児市のPRも行っております。

6番目の「シリーズ恋文vol.13」には、中村雅俊さんと真野響子さんの出演が決まりました。

再び1ページに戻っていただいて、4. 地域、他施設をリードする文化創造センター アーラとしまして、公立文化施設の全国モデルとして国からも期待されていることから、常に市民目線に立ち、使いやすい貸館事業、将来を見越した施設管理事業を行い、可児市の文化振興とブランド力の向上に貢献しております。そして、安定した運営に向けて、日本芸術文化振興会の助成金をはじめ、外部資金の獲得に向け、準備を整えてまいります。

資料7ページの一番上を御覧ください。

企業様や個人様から寄附をいただき、そのいただいた浄財を中高生のチケットの購入費に充てる私のあしながおじさんプロジェクトについても継続をしております。

続きまして、令和5年度の予算を御説明いたします。

資料の8ページと9ページの収支予算書総括表を御覧ください。

初めに、表のⅠ．一般正味財産増減の部のうち1．経常増減の部でございます。

経常収益の合計は、8ページの中段、経常収益計のとおり、6億1,635万3,000円といたしました。

主なものとしまして、上から7行目の入場料収益が4,837万7,000円、その4行下の利用料金収益が5,000万円、その2行下の公演事業収益が1,650万2,000円、その下の指定管理受託収益が4億3,800万円、その5行下の受取その他公益団体等補助金が4,654万1,000円でございます。

続きまして、経常費用の合計は、9ページの中段、経常費用計のとおり、6億3,135万3,000円としました。

経常費用は、①事業費、②管理費、③引当金繰入額に分かれております。①事業費は、法人の事業目的を達成するために要する費用で5億8,744万8,000円を、②管理費は、法人の事業を管理するために経常的に要する費用で4,084万6,000円を、③引当金繰入額は、退職給付引当金繰入額で305万9,000円でございます。

事業費と管理費は、職員がどちらに何割従事しているかにより案分をしております。サービスは維持し、事業本数を精査し、節約に努める予算としております。

また、電気料金がほとんどを占める光熱水費につきましては、市との基本協定により、毎年度精算することになっておりますので、今回の電力値上げ分は反映をさせておりません。

収支といたしまして、当期経常増減額マイナス1,500万円としまして、赤字予算となっております。不足分につきましては、内部留保の一部をこれに充てることといたしました。

次に、9ページの中段より少し下、2の経常外増減の部でございますが、経常外収益と経常外費用ともにゼロ円としております。一般正味財産期末残高を1,529万3,000円とし、指定正味財産期末残高の1億円と合わせ、正味財産期末残高を1億1,529万3,000円とする収支予算といたしました。

説明は以上でございます。

○委員長（山根一男君） これより質疑を行います。

どなたか、質疑ございますか。

○委員（伊藤健二君） すみません。

電気代の値上がり分ですが、独自に精算するという事なので、初めからマイナス1,500万円という数字が今出ましたけど、その1,500万円という差額は、電気代の見直しに対する不足分とみなしてよろしいんですか。額が分かれば教えてください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） ただいま御説明したように、電気代の増額分は予算に反映をしております。ですので、このマイナス分というのは、そ

れ以外の物価高騰分、主に私どもの文化創造センター アーラの運営に関しては、1億7,000万円から8,000万円近くの外部委託をしております。例えば警備であるとか、設備であるとか、あと舞台機構の維持管理であるとか、財団の職員だけでは何ともし難いものを専門業者をお願いをしております。参考見積りを取りますと、かなり人件費であるとか物価高騰分の増加が見込まれましたので、今回1,500万円の赤字予算とさせていただいたところでございます。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑は。

○委員（川上文浩君） アウトリーチの件でちょっとお聞かせください。

アウトリーチの部分は5ページ、おでかけAGライブ、これについてだけど、演奏するミュージシャンが市内の中学校に出かけてやるみたいで、そのミュージシャンは誰かということと、これは今後、中学校でこういったことをやるということは、一五一会、弦楽器を中学校でやるということは、市内の中学校に一五一会という弦楽器をどんどん広めていこうという意図があるのか、その辺もちょっと併せて教えてください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） 令和4年度、今年度からこのおでかけAGライブの中で一五一会を取り入れることになりました。今年度も来年度も、この一五一会を開発されたヤイリギターさんに先生を御紹介いただいておりますので、ちょっと今どなたになるかはまだ決まっております。

それから、一五一会を広めるかどうかについては、一五一会そのものの楽器演奏を広めるという意図ではなくて、これは普通のいわゆるアコースティックギターであるとか、そういったギターだとコードを押さえるのに、とても中学生だと指が痛かったりとか、複雑な指の動きをしないとできないんですけど、一五一会だとコード進行が中学生でも一回教えてもらえばすぐ理解ができる、そういった弦楽器であるので、いわゆる音楽を演奏することを楽しんでもらうということを目的に、中学生にこういったことを広めていきたいと、そういう趣旨でございます。以上です。

○委員（川上文浩君） 可児市のヤイリギターでできた新たな楽器なので、できたら、こういうことで全国的に広めていってくると非常にいいのかなと思います。

それともう一点、今度は予算についてなんですけれども、事業収益が1,100万円ほど下がっておるんだけど、全体でね。これは何かやはり大きな公演の数が減ったとか、単価が下がったとか、どういう理由があるのかな。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） 事業収益が1,100万円ほどマイナスというふうになっておりますが、この②のところの内訳を御覧いただくように、入場料も339万円マイナスですし、講座の受講料も168万円ほどマイナスですし、公演事業収益も590万円ほど減っております。これが一番主なものになるかと思っております。入場料収益のほうは、いわゆる私どもの文化創造センター アーラの劇場等を使ってお客さんに来ていただく主催公演でございますけれども、こちらの事業を若干減らしています。

それから、講座のほうも、いわゆる地区センターでやっていらっしゃると似通ったよう

な講座がありましたので、そちらは競合してはいけないということで、そちらも減らしています。

一番大きいのが、この公演事業収益で590万円ほどの減でございますけれども、こちらはシリーズ恋文を秋田県能代市に買っていただいていたんですけど、今年度については、二ツ井町という合併前のまちが、この恋文コンテストを実施していらしたという御縁で買っていただくようになったんですけど、その二ツ井町にある公民館が今年改修で使えないということで、先方からお断りがあったので、そこで買っていただけなくなったのが大きいことと、それから世界劇場会議国際フォーラムというものをずうっと文化創造センター アーラでやっておりましたけれども、ここ最近、さいたま市とも連携しまして、さいたま市にも同じものを現地に行って実施しておりましたけど、そちらもいわゆる公演事業ということでさいたま市に買っていただいていたんですけど、その辺、うちがやめましたので、さいたま市には買っていただけないということで、その辺の事業が大幅に減ったために1,100万円ほどの事業収益がマイナスということでございます。

○委員（川上文浩君） もうちょっと頑張ってくれるといいなと思うのと、館長が替わったからということはないよね。その影響があって、こういうのが減ってきたということはないですよね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） 一番最初に事業計画1で御説明したとおり、「芸術の殿堂」ではなく「人間の家」というのは、前館長が提唱し始められていましたけれども、そのことについて、現籠橋館長は、全くこれは自分の考えと一致しているということで、そういう影響はないかというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） そうじゃなくて、事業収益に関する影響はないのかということだよ。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） お金のことについては、影響はないですね。

○委員長（山根一男君） ほか何か質疑。

○委員（伊藤 壽君） 1ページの4のところ、下のほうに文部科学省ですか、助成事業が終わったわけですね。その準備を進めるとありますけど、これというのは、令和5年度中は準備だけで終わって、それ以後にということですか。それとどういった事業をそういった準備で取り組んでいかれるのかというのは、分かったら教えていただきたいと思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） 劇場・音楽堂等機能強化推進事業という事業を今年度まで5年間いただいてまいりました。次年度、令和5年度からの助成事業も同じメニューがございまして、5年継続できるように今申請をしておるところでございます。内示が出るのが年度末、3月31日ぐらいしか毎回出ないので、ここには準備を整えますというふうに書いてございますが、もう今は首を洗って待っておるような状況でございます。中身については、今までやってきたものと全く同じなので、実演芸術に対する助成になりますので、オーケストラであるとか演劇であるとか、ワークショップであるとかアウトリーチであるとか、あとはそのほかにも人材育成であるとか、そういった事業について

助成対象になるものでございます。以上です。

○委員（伊藤 壽君） そうすると、今、令和5年度で計画されている事業もある程度対象になる事業があるということではないんですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） 今回、事業計画の詳細で上げさせていただいた幾つかの事業については、この助成金が充てられる予定をしております。

○委員（伊藤 壽君） そうすると、要は歳入で上がってくるという、プラスになってくるということですか、収入のほうで。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） この8ページの予算書総括表の中の上のくくりですね。③の受取補助金等というところの3つ目、受取その他公益団体等補助金の4,654万1,000円、これがそれに当たる部分でございます。これは、だから私どものほうで、要望額として国のほうに上げさせてもらった金額をここに計上しております。

○委員（伊藤 壽君） そうすると、もう準備ではなしに計画の中に組み込んでおられるわけですね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） そのようにお取りいただいても構いませんが、まだ内示が出ていないので、あくまでも。

○委員（伊藤 壽君） こだわるようで申し訳ないんですけど、その1ページの4番のところには、準備を整えますと書いてありますけど、もう準備でなくてこの計画の中に組み込んでおるといことなんですね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） はい、計画の中には組み込んでおります。

○委員長（山根一男君） ほか何か質疑。

○委員（酒井正司君） やっぱりこの事業収益がマイナスというのは頭が痛いなというのは、あれだけお金をかけて、料金改定もしたじゃないですか、利用料金のね。だから、これマイナスというのは、結構この先、非常に深刻な状況になっていくなあというふうになんか暗い気持ちになるんですよ。

③の受取補助金等なんかは、これは仕方ないんだけど、②の事業収益だけは、何とか僅かでもプラス思考になっていけるような計画を立てていただいて、例えばあれがなくなった、これがなくなったという話ばかりなんですけど、やっぱり広域で可児市にこだわらず、市外からの来客は多いじゃないですか。だから、中には収益を狙った公演もあってしかるべきだと思うんですよ。中にはよ、そればっか、金ばっかにこだわることはよくないんですが、もう少し積極的に一步踏み出すような、収益改善につながるようなプランニングをお願いしたいなど、これはお願いです。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） ありがとうございます。
収益増強に努めてまいります。

○委員長（山根一男君） ほかにございますか。

すみません、じゃあ私から1点ですが、よろしいですか。

光熱水費がやはりこのエネルギー高騰の時代、非常に大きな不安だと思えますけど、予算的には令和4年度と令和5年度と変わらないということで、今LED化を進めているかと思ったんですけど、その辺の効果はないのかということと、あと10時半までやっていますよね。印刷室なんかはもう10時で打ち切りというふうに最近なりまして、10時半時点になると、本当ほとんど人もいないというような状況ですけど、やはりそこにどうしてもこだわる、10時でいいんじゃないかと私個人的に思うんですけども、何か理由といたしますか、そういった議論があったかだけいかがでしょうか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） まず電気料金なんですけれども、おっしゃるとおり、LED化を進めておりまして、よく市場とかで聞くと30%ぐらいというのがいろんな話で通説になっていますけれども、文化創造センター アーラのほうに平成30年ですかね、実績で年間270万キロワットアワー使われておるとところが、LED化、または空調の見直し等でそれが30%下がるというような計算をしておりますので、LED化完了の暁には190万キロワットアワーほどまで下がるということで考えております。以上です。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） 利用時間の終わりの時間帯につきましては、前回の条例改正のときに10時までお使いいただいて、30分の間に退館いただくということで、市民の方にはお願いをして、周知をしておるところでございます。

あんまり早く、節電のために電気を消してしまうのも何だかなというふうに思いますし、大規模改修のときに、ほぼ共用で使っていただく部分についてはLED化が終わっているので、電力使用量については、30分間つけておいても大きく料金には反映しないかなというふうには思っておりますし、お客様に気持ちよくお帰りいただくには、やっぱり30分というインターバルは必要ではないかなというふうには思っております。

○委員長（山根一男君） 質疑としてはございませんか、もう。

○委員（伊藤健二君） 質疑でやるのもいいんだけど、ちょっと1つだけ。

今、LEDにすると30%程度の電力の消費が少なくできると、だから270万キロワットアワーは190万キロワットアワーになるよという説明で、ちょっとぐらいはと言われたけど、少しでもやっぱり削るという姿勢で立たないといけないかなと思う。なぜかというと、電力の基本単価のほう結局どんどん上がってきていて、またこの春過ぎから30%程度。結局、LEDで削減した電力の消費を今度は掛け算する単価のほうでぼんと上がると、結局元の総支払額に戻ってしまう。それが止まるかという止まらないので、極力電力については、安全上の必要性を確保しつつ、それで判定をしっかりとやって、厳しく対処しがてらやらないと大変かなと。

中部電力ミライズから多分買っているだろうから、それで今のところ対応はできるけど、これが別のもう一個の会社やと大変なことになるでね。可児市の本庁がそのように。

そういうこともあって、電力については厳しく見ていくことが必要だなというふうに、すみません、余計な口を出しますけど、対応をお願いしたいと思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） 今の御指摘、十分に心に留

めて、今後の運営に活かしてまいりたいと思っています。

ただ、閉館時間については、市のほうでお決めになることでして、そのお決めになったことを財団のほうでやらせていただいておりますので、今の時代に合ったような運営がどのようにできるかについては、市のほうとも協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、終了したいと思います。

参考人の方は、ありがとうございました。

ここでちょっと休憩を入れたいと思いますが、よろしいですか。

2時半まで休憩といたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時29分

○委員長（山根一男君） 再開したいと思います。

まず1点、先ほどの文化芸術振興財団事務局長のほうから、ちょっと訂正があるということで、発言を求められております。お願いします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（杉下隆紀君） 先ほど御説明の中で、1点、私読み間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

資料番号13の4ページ、上から6つ目の「シリーズ恋文vol.13」の出演者でございます。中村雅俊さんと私、真野（まの）響子さんというふうに名前を申し上げてしまいましたが、正しくは真野（まや）響子さん、「まの」ではなく「まや」でございましたので、大変申し訳ございませんが、訂正をさせていただきます。以上です。

○委員長（山根一男君） 議題3の報告事項のほうに移ります。

1. 可児市運動公園整備事業についてを議題とします。

この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） それでは、運動公園整備事業につきまして御報告させていただきます。

資料は3-1、3-2となります。

まず資料3-1につきまして、これまで建設市民委員会では、計画平面図でお示ししておりますが、完成予想図のほうができましたので、御報告させていただきます。

現在の進捗状況ですが、これまで現状分析、種目団体との協議、要求分析、それから基本計画と進めておりまして、現在の実施計画につきましては、調整池以外につきましてはおおむね整いつつあるという状況でございます。

工事期間としましては、令和5年10月から令和8年までとしておりまして、全体の事業費30億円と予定しております。

事業費につきましては、基本設計後に設計会社とか、それから指定管理者、体育連盟、そ

れから各種目団体とかスポーツ設備メーカー、いろんな方々と情報交換しながら調整をしてまいりまして、そこの中にもコストダウンというの必要なことということで進めておりましたが、西エリアのほうで、下流の排水施設の負担を緩和すると、区域外の水道の負担を緩和するということで、調整池を造るということで、物価高騰による影響で経費が上がったということがありまして、また基本計画後にお示ししたその30億円からちょっと引き下げることができないという状況で同じ額というふうになっております。

財源としましては、補助として社会資本整備総合交付金を申請しております。こちらのほうは、補助対象経費の2分の1、それから土地購入におきましては3分の1が補助率の最大上限となっております。

また、事業費から補助対象費を引いた残りの金額につきましては、まちづくり振興基金と都市計画債を充てるものとしておりますが、その場合についても、その金額の一部につきまして交付税措置の対象となるということでございます。

今回の計画によりまして、整備、何ができるかというような項目としましては、まず人工芝でサッカーなどのスポーツ競技やレクリエーションが可能な多目的グラウンドができる。また、地盤を整えることによって最適な排水機能というのが回復できるということがあります。

また、防災機能の強化を目的としまして、避難物資、緊急物資の集配拠点の確保、それから災害支援本部、ヘリポート、避難場所、仮設住宅などの整備ができるというようなことがあります。

それから、老朽化した照明施設につきまして、これを改修し、またLED化することによってエネルギーの省力化ができるということ。またサッカー、野球などいろんなスポーツで、必要とする照度が確保できるということがございます。グラウンド周辺には、周囲を防球ネットで囲うこともできます。

また、西エリアにつきましては、駐車場としての土地購入をし、買った土地を駐車場として整備できるということ、それから先ほどの話でもありますが、調整池も設置できるということで、強雨時における下流の排水機能の軽減ができるというようなことができることとして上げられます。

続きまして資料3-2のほうになります。

令和5年度スケジュール（案）となっております。

4月より設計書の作成を開始します。また、地元の皆様に事業内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

6月より入札事務、7月仮契約、9月本契約と進めたいと考えております。

10月から準備工となり、工事内容につきましては、地元の方々へまたそこで一旦御説明をさせていただくということでございます。

11月から施設を閉鎖し、工事を本格的に着手するという計画でおります。

続きまして、資料の2ページになります。

各年度に実施する工事内容となりますが、令和5年度から令和7年度は東ゾーンとなります。令和5年度は、土木工事として敷地の造成、構造物撤去、雨水排水設備、それから照明柱の基礎工事などを実施します。

令和6年度は、土木工事が園路広場整備工やグラウンド・コート整備工、管工事が給水設備・汚水排水設備の工事となり、併せて電気設備の工事も実施します。

令和7年度は、人工芝の設置工事をし、完了に併せて施設利用を開始したいと考えております。

令和8年度は、西ゾーンの土木工事として敷地造成、構造物撤去、雨水排水設備、園路広場整備、調整池整備、給排水設備の工事を実施します。建築工事はトイレの新築、それから建築物の解体撤去と電気設備工事を実施します。

以上のスケジュールで進めてまいりたいと思います。

報告は以上となります。

○委員長（山根一男君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○委員（川上文浩君） 今日、午前中にもこの件で質疑が出ていましたけれども、僕はちょっと委員じゃないので、発言できなかったのですが、終わってから課長と話したんですけど、この見えない部分で大事なものは、防災の拠点になること。その拠点に対して、例えば広域なんだけれども、遠野市が当時たまたま運動公園を整備して、東日本大震災が起きて、後方支援基地としてフル稼働したという実績があって、可児市もそういう意味では、この公園プラス4つの拠点とか、ふれあいパーク・緑の丘も含めた後方支援基地という部分の意味合いもすごく大きいので、そういった場合に、この公園をどう使うのかというようなこともすごく大事なもので、きちっとこんなパスもつくったり、使い方のイメージとか、こういう場合はこうなるとかですね。あとひょっとすると、名古屋市が出してくれるかどうか分かんないけど、ひょっとしたらそういった大災害の折に、我々は津波の影響はないし、地震にも強いと言われる土地なので、やはり後方支援基地に十分なり得るポテンシャルもあるとすると、非常にそういう意味でも、この公園が有意義であるというような部分をもう少し出してもらったりとか、使い方を今から明示しておくとかというのは僕は大事なんじゃないかなあという。今、口でヘリポートができて云々っておっしゃったんですけど、そういうのをちょっとイメージ的につくってもらおうと、30億円だよというところになるほどとなることもあって、ただ単に人工芝を張って、サッカーやったり野球やったりするだけで30億円だよという、ううんというふうにはやはり思うので、非常にそういった意味合いがあるんだよという部分の、下手をすると本当に名古屋市を中心とした経済圏の中の後方支援基地の重要な一つになり得るといふに思う部分もあるので、そういったところもうちょっとうまいこと出してもらえるといいんじゃないかなあという、これは感想ですけど、思いました。

だから、運動公園と同じように、そういった防災の拠点基地だということも同じように出していただきたいなああと今後は思うので、よろしくお願ひしたい。

○委員長（山根一男君） 御意見としてよろしいですね。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいたことを含めて、いろんなことを整備していきたいと思っています。

おっしゃるとおり、ポテンシャルが大変高いところでして、地盤もしっかりしております。高台にあります。あと、給水タンクのほうも大きなものがございますし、今回の整備で避難できる人数ですかね、そちらのほうも2倍ほど増えるということでございます。

また、広域という面で行きますと、愛知県、名古屋港の辺りまでは50キロ範囲なので、そういったところも広域的なところで範囲内かなというふうに思っています、そういったことを今回の社会資本整備総合交付金をお願いするに当たり、いろんな場で情報としてお知らせしてきたというのがございますので、今おっしゃっていただいたとおり、そういったことを前面に出してつくっていききたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（山根一男君） ほかに。

○委員（酒井正司君） 所管が文化スポーツ課という枠でお話になっていて、今の話でね、いわゆる私は、防災じゃなかったら、今の話で30億円なんてとんでもない話やと。そんなもん図書館を造ってくれという人はいっぱいいるわけだ。とんでもない金ですよ、30億円。ちょっとね、何十億円というお金が、可児市は簡単に口に上げるけど、この先財政が逼迫していくときに、とんでもない投資ですよ、これ。よっぽど利用度を上げるとか、市民に還元できるかいうと、こういうものは広くじゃない、年代が限られるじゃないですか、スポーツだとね。安全ということだと、逆に弱者のほうに目線が行くので、ここへ出すときに、防災安全課の見解とかもうちょっと幅広いデータも一緒にくっつけていただきたいなあと、そんなことを思います。

○委員長（山根一男君） 要望ということでいいですか。

○委員（高木将延君） ちょっと周りの道路事情の件でお話ししたいんですけど、駐車場の出入口なんかで結構車が出にくかったりという状況を見ているんですが、駐車場の出入口とか、あそこの真ん中の道路ですよ、どうされていくのかと。やはり工事期間中、可児高生の通学があるかと思うんですが、その辺の安全対策、何か考えていることあったら教えてください。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 現在、主要の入り口、県道から入るところをメインと考えておるんですけども、今現在の道路幅員で6メートル以上の道路、おおむね9メートルの道路ということで、広い幅員の道路となっています。

今と変わらず、基本的には、駐車場のほうの乗り入れにつきましても、一定規模、広さに応じた必要とする乗り入れ口というのは整備していきますので、そういった渋滞緩和、乗り入れの緩和についても、やりやすさについても少し整備しながらしていきたいと思います。

今、もう既に今回の工事内容につきましては、庁舎内の道路建設関係部署と相談させていただいておりますので、そういったところからアドバイスを受けながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（山根一男君） ほかにありますか。

質疑、いいですか。

○委員（中村 悟君） 質疑のときにも言いましたが、11月から使えんようになって以降、ちょっと思っておったのが違って、3年間、これでいうと2年半ぐらい、実質は。長期間使えないですね、これ。代替施設というか、広見市民グラウンドのことを言われましたけど、一番懸念する、例えばサッカーとか何かちょっとでもいいところでやりたいのでとか、なると思うんですよね。断るわけにいかんのでしょうか、バランスよく振り分けてもらえんかなという注文もできんかもしれんけど、広見市民グラウンドだけで基本的に大丈夫ですか。これ野球もやるでしょうし、サッカーもあるだろうし。考えているのはそこだけだよね。大丈夫ですか。ほかの施設を使うということに関しては。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 2年半の工事期間ということで、これまで利用団体のほうとも話し合いを続けてまいりまして、今既存の土田の渡の日特スパークテックWKSパークとか新しくできておりますし、また自分たちの中で工夫しながら、助け合いながら周りの団体と調整しながらやっていくという話で御理解いただいておりますので、大丈夫かなというふうに考えております。

あまりその状況が広見市民グラウンドだけでということであれば、さらに塩河公園グラウンドのほうも年間を通してできるような形で持っていきたいと思いますが、まずはちょっと段階的に進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（山根一男君） よろしいですか。

○委員（中村 悟君） 東ゾーンに3年間かけるんだけど、西ゾーンの今言ってみえる防災関係のほうか1年、これだけのことで1年でいけるんですか。そう構造物があるわけじゃないからどうかなと思うんだけど、何か見ておるとバランスがえらい違うなと思って、3年かけて東をやって、西は1年で大丈夫ですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 実施設計の段階で、今詳細設計なんですけど、その日程についても協議しまして、1年の中でやれるという見込みの中で計画をさせていただいております。

○委員長（山根一男君） よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、次に報告事項2. 部活動改革の進捗状況についてを議題としたいと思います。

この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 部活動改革の進捗状況につきまして、文化スポーツ課で報告させていただきます。

資料4-1を御覧ください。

1. 可児市の部活動改革進捗状況としまして、部活動改革の地域移行ステップですが、こちらの表がございます。この表の左側がステップ1、その次がステップ2で、右側がステップ3になります。まずこれまでステップ1としまして、令和2年度、令和3年度につきまし

ては、制度の設計期間と準備期間ということで可児市ジュニアスポーツ、それから文化活動振興会議準備会を設置しまして、部活動改革の方向性や制度の設計を実施し、活動指針を策定しました。

今年度、今真ん中のステップ2のほうになっています。これが試行実施期間となっておりまして、昨年の令和4年10月から休日の部活動を、学校管理下の部活動ではあるんですけども、学校部活動、地域部活動、両方が共同で実施するという活動をしております。

各部活動の皆様には地域部活動の設立をまずお願いしまして、12月末までに大半の部活動において地域部活動の設立をしていただき、活動してもらっています。

その中で、各部活動について様々な課題が見つかっております。その一つ一つについて、指導者と保護者による2者協議、指導者と保護者、学校による3者協議により地域部活動の進め方について見直しを実施しています。

今後、令和5年10月より、この一番右側、ステップ3としまして、地域部活動の開始を予定しています。ただし、現時点において、各部活動においてその種目ごとに事情というものがございまして、多くの課題が今発生しておる状況ではあるんですけども、これにつきましては精査しながら、その準備が整えばステップ3のほうについて移行していくということです。

このステップ3につきましては、一部の部活動だけが、その地域部活動が本格化するという運営ではなくて、全ての部活動について、地域部活動を一斉に開始したいというのが学校側の考え方であるようなので、そういったことを酌みながら取組のほうを精査していきたいというふうに思っております。

続きまして、その下(2)試行実施期間の実施状況についてですが、地域部活動の設立状況は、この表のとおりになります。

スポーツ系につきましては、2つの部活動で未成立となっておりますが、そのうち1つにつきましては、部活動は平日のみです。要は地域部活動は休日なので、休日はやらないよということで方針が決定されております。地域部活動としての活動はありませんので、そういう決定がされております。

同様に、文化系につきましても、7つが未成立なんですけれども、こちらのほうも平日だけの部活動で休みの日はやらないというような方針を立てられております。

次に、その下の②ですね。

表にあります指導者登録状況ですが、全体として指導者を確保できている部活動につきましては、ほぼ半分ほどです。半分しかないということなんで、指導者確保について大きな課題となっているところでございます。特に文化系につきましては、指導者の確保がやっぱり厳しい状況で、この状況を受けて、市のほうでも指導者の確保の方策というのは考えていきたいというふうに思っております。

御登録いただきますこの部活動指導者のほうですが、地域部活動講習会を御用意させていただき、部活動に関する進め方の標準化を図っていきます。既に第1回としまして、先週3

月11日土曜日に開催をさせていただきまして、多くの指導者の方々から御協力をいただいておりますということでございます。

2つ目が、次のページになります。

国・県の状況を報告します。

まず国のほうですが、令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定されました。その中で、これまで令和5年度から令和7年度を改革集中期間とされていたものを達成時期について国としては一律に定めず、令和7年までに完成するというのを外したということですが、年度の表記は削除されたということでございます。

国からの補助金については、これまで様々な立場で国にお願いしていますが、ガイドラインの改定や全国的な進捗状況から補助金の見直しを考えており、大幅に減額されるという情報をいただいています。

また、補助メニューは当初10あったんですけど、こちらのほうも実証実験、部活動指導員の配置促進、地域移行体制構築支援のみの3つとなってしまうということでございます。

県については、ガイドラインの改定を今進めておりますが、3月末、今月末に示されるということで、補助金についても国の動向に合わせるような動きということをお聞きしております。

3つ目の今後の進め方になります。

この表のとおりとなりますが、現在が一番左側の部分ですね。ここに当たります。試行実施期間として部活動を進めておりますが、2者協議、3者協議を実施しているところでございます。2者協議は指導者と保護者、3者協議はそこに学校を加えるものです。

4月以降については、課題・問題・提案の整理を継続し、制度の見直しを進めます。また、ジュニアクラブの検討や事務局体制の整備についても、各担当者で進めてまいります。

全部活動の地域移行ができれば、表の右側のほうになりますが、令和5年10月より地域部活動の本格実施が可能となります。全て準備が整えばできます。

ただし、これまで共同実施しておるんですけども、大きな問題としてやはり2点ほどあって、地域指導者の確保、それから指導者報酬の確保、この2点について解決することが条件となります。また、さらにこの問題に加えて、各部活動固有の問題というのもありますので、そういった問題にも対応しなきゃいけないということがあります。

今後、ますますその学校、保護者、国・県と総合的な連携を図りながら、地域部活動の移行を進めてまいりたいと思います。

以上で地域部活動に関する報告を終わらせていただきます。以上です。

○委員長（山根一男君） ただいまの説明に関しまして、質疑ございますか。

特にありませんか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、この件に関しましては終了したいと思います。
議事の進行により、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時54分

再開 午後 2 時55分

○委員長（山根一男君） では、会議を再開いたします。

次に、報告事項 3. 可児市水道整備基本計画の改定についてを議題といたします。
この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○水道課長（千田泰弘君） 可児市の水道整備基本計画の改定について説明させていただきます。

本計画は、平成29年度に策定しました計画でございます。それから5年が経過しております。今の環境の変化とか資金計画の見直しを含めた改定をさせていただいておりますので、こちらの概要版を基に説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず1ページを御覧ください。

1ページの概要のところ、表の1-1ということで主な計画の策定経緯というものがございます。

水道課としましては、平成16年度に最初の水道整備基本計画をつくりました。今回改定させていただくのは、下から2段目の平成29年度に策定しました整備基本計画の時点修正ということを中心に、改定を行っております。

まず初めに水道事業で重要なところがございますけれども、現状把握としまして、水需要の予測、こちらのほうですね。給水人口と水需要というのは大変重要になってきます。

4ページを見ていただけますでしょうか。

4ページのほうで、給水人口の予測の表が一番上の段ですね。表の2-1にございます。

平成29年度の計画においては、令和3年度予測で9万9,016人でしたけれども、今回実績で9万9,945人と、人口減少のほうはなだらかな減少となっております。

そして、今回の計画の中で、計画の目標年数であります令和16年、こちらのほうの人口ですけれども、平成29年の計画では9万3,482人という推計をしてございましたけれども、今回の計画で9万6,439人というような減少になっております。

次に、6ページを御覧ください。

6ページの下の方ですね。図の2-7にございます。

こちらのほうに有収水量ですね。こちらの予測のグラフがございます。これは実際にお金を支払っていただくという水道の量になります。

令和16年度の予測では、日当たり2万8,334立方メートル。こちらのほうの推計が出ております。これは、令和3年度の実績ですと、2万8,819立方メートルということで、減少としては2%ほどの減少にとどまっておりますので、このまま安定した水道事業の経営が見込まれるのではないかなあという予測をしております。

次に、21ページを御覧ください。

21ページに可児市が実際に展開しています整備計画の項目、事業が表になっております。

計画としましては、管路整備計画と施設の整備計画を大きく分けて2つに分かれております。

表の4-1の管路整備計画ですね。こちらのほうは5つの事業で展開をしております。順番に読み上げますと、基幹管路耐震化事業、配水ブロック統廃合事業、管網補完事業、老朽管面整備事業、管路更新事業の5つの事業で、管路については整備計画をつくっております。

その下の表の4-2ですね。こちらのほうは、配水池ですとかポンプ場ですね。こちらの施設のほうの整備をしていくという計画になっておりまして、施設の耐震化事業、施設の更新事業、この2事業で展開をしております。合計7つの事業が可児市の重点事業に掲げている建設改良事業として実施している工事でございます。

そして、今現在、水道課のほうで重点的に進めておるのが管路の整備事業の上2つの項目ですね。基幹管路の耐震化事業とあと配水ブロック統廃合事業ですね。こちらの2事業のほうを最優先事業として進めております。

こちらの事業を進めている理由については、昨今、災害とか非常に地震とか多数発生しております。そういった事業でやはり住民に与える影響が一番大きいというのはやっぱり幹線管渠の損傷が一番大きいものですが、こちらのほうを最重点事業として進めております。

そして、22ページ、ちょっと位置図が小さくて申し訳ないんですけど、こちらの位置図が基幹管路の耐震化事業ということで引っ張ってありますけれども、こちらを順次計画的に進めてまいります。

23ページ、配水ブロックの統廃合事業の位置図がこちらでございます。

こちらの位置図に示した工事を順次最優先で進めております。ですが、今回のこの整備計画の見直しの中で、平成29年の計画では、耐震化事業は令和13年度の完了を見込んでおりましたけれども、これは令和16年度に、そして配水ブロックの統廃合事業は令和8年度完了予定でしたが、令和10年度にそれぞれ延伸させていただく計画になっております。

主な要因としましては、基幹管路というのは、排水管と違いましてあらゆる場所を歩いていくという骨格をなす動線になりますので、例えば鉄道敷とか河川敷、あと国道、県道など、場合によっては、土地がなくて民地をお借りして通していかなきゃいけないというようなところがございまして、そういったところに不測の時間を要するというところで、若干の遅れは見込んでおります。

計画としては、そのような計画で進めておるわけなんですけれども、続きまして33ページを御覧ください。

そのような計画を進めていく中で、財政計画の具体的というか試算をしております。

こちらに(1)番、料金改定なしと書いてあるところなんですけれども、これは大前提としまして、県から受水をしておりますので、県の値上げがないことを大前提としまして、料金改定なしで、企業債の借入れもなしというような試算でございます。

年間の投資額によりましていろいろ変わってきますので、下の図5-4の折れ線グラフを見ていただきますと、単年度で5億円ほどの設備投資をした場合、こちらではこの黄色い折れ線グラフですね。こちらのほうで、資金は取りあえずは大丈夫ですというような折れ線グラフになっておるんですけれども、老朽化が進んできておりますので、そのようなことも言っていないということで、7億5,000万円という投資をしますと、真ん中の青い折れ線グラフですね。こちらのほうの推計になってまいります。これですと、ある程度の老朽化を防ぎながらも、ある程度資金も継続できるというような形で、令和37年度までは、7億5,000万円、単年度でいけばもつであろうというような計算になっております。

ですが、このペースで進めても、7億5,000万円、単年度でいったとしても、耐用年数がどんどん来てしまいますので、替えたいところですが、なかなかそこまで追いつかないよと、そういうような計画になっております。そういったところで投資と財源のバランスですね。その辺を加味して、水道企業を圧迫しないような形で7億5,000万円、単年度でいくというような計画で今回立てさせていただいています。ですので、耐用年数にとらわれるようなことなく、予防保全と事後保全、うまいこと使い分けながら施設の延命化を図っていくというような計画になっております。

計画についての説明は以上でございます。

○委員長（山根一男君） ただいまの説明に関しまして、何か質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

次に、報告事項4. 岐阜県水道広域化推進プラン（案）について議題とします。

この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○水道課長（千田泰弘君） 今回、岐阜県のほうで広域化に関する推進プランをつくっておりますので、そちらのほうの御周知をさせていただきたいと思っております。

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う料金収入の減少ですとか、施設・管路の老朽化に伴う更新投資の増大が急激に膨らんできておりますので、その中で、国は経営基盤を強化する一つの方策といたしまして、広域化をなさいよというようなことで、広域化推進プランをまず各都道府県につくりなさいといったような要請をしております。

その中で、今回、今年度末までが期限となっておりますので、岐阜県のほうが1月に概要でありますこちらのほう、パブリックコメントを実施しまして、広く周知した後につくってきたプランが、こちらのA4の4枚にあるプランの概要案になってきます。

順番にちょっと説明させていただきますけれども、こちらのプラン、1章から6章までに分けてございます。

資料6の1番、こちらのほうを御覧ください。

こちらのほうで、岐阜県は全域を4つのブロックに分けて広域化しなさいよというようなプランを立てております。可児市においては、岐阜東部広域水道圏ということで、15市町村、人口としましては54万人ほどの人口になりますけれども、その規模での広域化を推進するプ

ランを立てております。

そして、その下、2としまして、現状と将来見通しということなんですけれども、どうしても可児市の先ほどの計画と同じように給水人口ですとか有収水量、あといろんな更新をしなければなりませんので、そちらのほうの調書がこちらになります。

そして、1ページの右側の真ん中ぐらいに財政シミュレーションというのがございます。

こちらのほうは、可児市が所属しております東部広域水道圏ですね。こちら水色の折れ線グラフになっておりまして、非常に一番悪いような状態で右肩下がりになっております。こんなようなシミュレーションが第2章ではまとめられております。

2ページに行ってくださいまして、第3章でございます。

第3章では、経営上の課題は何かあるのかということが分析してございます。

四角の中の一番上の列をちょっと読ませていただきますと、給水人口の減少に伴い、水需要は今後40年間で30%の減少をするであろうということと、2行目、大量の施設の更新期到来により建設改良費は二、三十年後のピーク時には今までの2倍まで増加するということが分析されております。

単純に40年で30%の減少といいますと、収益が3割減るといような意味合いでございますので、収入のほうは相当減ってくるというような分析がしてございます。

その下に行きまして、第4章のほうで、広域化の方向性はどのようなものがあるのかというようにことがうたってございます。一言に広域化といってもいろいろなことがございます。

管理の一体化は、いろんな委託業務とかございますので、それを集約して、一体にやったら安くできるんじゃないか、そんなようなことが考えてあります。あと、施設の共同化ですね。皆さん同じような施設、配水池、配水場を持ってみえますので、それを統一したら経費が安くなるんじゃないか、そんなような方向性が示されております。

1枚めくっていただきまして、第5章になるんですけれども、じゃあその広域化の方向性で見た経営の一体化をしたらどうなるんだということと、施設の共同化ですとか、管理を一体化したらどういシミュレーションができるのかというのが、実際に数字で表されておるのが3ページであります。金額が実際に入ったシミュレーションがしてございます。

一番上の経営の一体化ですね。こちらのほうをシミュレーションしていただきますと、右側のほうに40年間における市町の削減効果ということで214億1,000万円、これだけ削減できますよと。

②においては、施設の共同化のシミュレーション、可児市が一番上段にございますAというところですね。こちらのほう、横に行ってくださいまして、40年間で1億1,000万円の削減ができますというようなシミュレーションがしてございます。

そして、3番目ですね。管理の一体化、こちらはいろいろな委託業務とか、それをみんな一緒にやったら幾ら削減ができるんだということで、岐阜東部広域水道圏では、ずうっと下のほうへ行きますと、102億3,000万円、これだけが委託業務をみんな一体化、一元化でやれば削減できるんじゃないかというようなシミュレーションがしてございます。

4ページへ行っていただきまして、4ページの地図になりますけれども、先ほど言いました施設の一体化の中で、可児市は何が施設の一体化ができるんだというようなことが書いてございます。

ちょうど左の下のAというところで、可児市と御嵩町ですね。配水池が御嵩町と可児市、並んで建っている状況にございます、現在。ですから、それが耐用年数が来ましたら、両方とも取り壊して1つにしたら経費削減できますよねというようなことで、1億1,000万円の削減ができますねということであってございます。

すみません、2ページに戻っていただきまして、最後の第6章ですね。

当面の取組の内容ということで、今後こういうふうに進めていきたいと思いますというのが6章でまとめられています。

一番上から、経営の一体化については、令和5年度から令和8年度をめどに方向性を明らかにすると。その下段の施設の共同化についても、令和5年度から関係事業者間で令和7年度までに方向性を示す。管理の一体化については、令和5年度から令和6年度までに方向性を明らかにするというようなことでまとめられております。

以上が、岐阜県が示された広域化の推進プランです。あくまでこれは水道ビジョンのような、将来こうあるべきだというような姿を岐阜県のほうが各市町村に示してきたと。今後、令和5年度から各事業体のほうでできるものは協議してやっていきたいと思いますというような、そういったプランの案になってきます。こちらは、岐阜県のほうも、今回、3月議会で委員会のほうに報告して、広く4月からホームページで公開していくというような報告を受けております。広域化プランについては、説明は以上になります。

○委員長（山根一男君） 今の説明に関しまして、質疑はございますか。

○委員（高木将延君） 県のことなのでちょっと分かんないかもしれないですけど、全体的に経費削減になるということだと思うんですが、これは運営が例えば組合みたいな形になったときに、可児市の負担も同じぐらいの割合で減るって考えていいですか。人口割合からいって、負担はそれほどここまで下がらないというようなイメージですか。

○水道課長（千田泰弘君） 県のほうでどういう試算をしているのかがちょっと分からないんですけど、目いっぱい可児市としては、現状、最低ラインの委託業務の料金でやっていると自負しておりますので、そんなには減らないのではないかとこのように考えています。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑はありませんか。

○委員（伊藤健二君） 直接は関係ないんですけど、徳山ダムの水を導水路で引っ張ってきて、可茂用水のどっかに足そうとしているのか、木曾川の中へ直接ダムの水を放り込もうという話なのか、かつてありましたよね、導水路計画がね。

この前、1月だったか、名古屋市長が何かいろんなことをしゃべって、さもこれからもまた導水路が物議を醸して始まるかのように聞こえたんだけど、何か岐阜県はこのことに関わって物を言っておられますか。

○水道課長（千田泰弘君） 2月14日に名古屋市長がそういった発言をされたことで、知事の

ほうは、今現状は現場の検証作業というものを順次ずうっとやっているわけでした、検証作業というのは、環境の調査ですとか動物の調査ですね。あと水質の調査というのを順次やっているようなんですけれども、そちらの検証作業を速やかに終えて、事業のほうに進んでほしいというような、知事はそういう見解を、コメントを残しております。

○委員（伊藤健二君） 分かりました。じゃあ、それはそういうことで今後の様子を見ていくなかと思うんですけど、この計画、4月からはホームページで引っ張り出して見られるということで、いろんな議論を呼ぶと思うんですけど、公的に造ってきた水を広域化し、さらには経営効率という視点のみで民営化を図っていくという作業が全世界でやられました。イギリスやフランスをはじめ、いろんなところでやられたけれども、現時点では、それが失敗をしてしまっていて、世界の潮流は元の公的水道事業に戻せと。戻せるものは戻して、安心・安全の飲み水を公的、社会的責任できちっと運営確保していくというのが大事だということが言われているんですよ。

だけど、20年遅れて日本では、まさかの広域化と民営化の議論が復元しているというか、今頃出てきてやっているという現状があります。

その上で、この広域化というのが、さもよさそうに見えるけど、この岐阜東部の可児・加茂の県営水道から買っている水道料金が極めて高いというのはもう一目瞭然で、これは水源との関係で地理的条件を含めるとこういう現状があるわけですよ。だからこそ県からの力添えを借りて、どうして安くしていくかということで、この間努力があったと思うんだけど、広域化で40億円くらい平成28年にあった収支のバランスが、まさに下げ幅最大の一番下まで落ちていって、この現状に対して、この状態でさらに広域化を進めても、どういう展望が出てくるのか全然説得力がないんだけど、可児市の水道部としてはどういう方向、県がこうやってきたからこれからじっくり考えますという話なのか、県のおっしゃることはごもつともで、もうちょっといろいろ考えてみようという話なのか、その辺どうなんですかね。

○水道課長（千田泰弘君） 県のほうの推進のプランについては、もう一体化で全てをやっていくような提案がされておるんですけれども、我々としては、いろんな自治体の問題点があると思いますけれども、やれるところからやっていくというのが一番かなと。あまりそんな市にメリットがないようなものまで一緒にやりましょうよという気はなくて、例えば委託業務とかですと、これは近隣の市町村と一緒にやったら安くできるよねと、そんなような協議はしていてもいいと思うんですけれども、全く最初から広域化というのはどうかなというふうには私は考えておりますけれども。

○委員長（山根一男君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

次に、報告事項5番、岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画（案）について議題といたします。

この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○下水道課長（只腰篤樹君） それでは、岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画（案）について御説明させていただきます。

資料番号7、1ページ目の1枠目を御覧ください。

この計画は、今し方の水道事業同様でございます。各都道府県が国からの要請を受け策定をするもので、下水道汚水処理事業の効率かつ持続的な運営推進のため、広域化・共同化に向けた短期、中期、長期ごとの取組方針を示した計画となっております。

計画策定の背景にあるものは、今後の人口減少に伴う使用料収入の減少に加え、老朽化する施設の更新費問題などで施設運営効率化の課題に取り組むためにあります。

1枠の右上の表は、岐阜県下の個別処理施設の状況を示しています。

可児市の汚水は、多くを流域下水道として各務原浄化センターに流してありますが、一部区域については個別の処理をしております。

表の事業種類下水道とある区分の94という数字の中の1つ、またその隣の農業集落排水区分186と書かれているもののうちの2つに該当がございます。

今後の方針として、その下、2枠の中のハード事業では、施設の統廃合を上げており、その手法を(2)に3つ示しております。

この計画で、可児市の取組がどのように記載されているかでございますが、裏面の2ページ目、左の図にありますように、現在個別処理をしている塩河、長洞、久々利地区の施設を将来的には県流域下水道へ統合することを検討するとしており、その取組の時期を右側のロードマップで示しております。現在、久々利では久々利浄化センターまでの汚水幹線整備を令和3年度より4か年計画で進めており、本市の下水道計画と整合を図るため、短期に位置づけておりますが、施設の統合については、現時点では未定となっております。

そのほか1ページ目の2枠の最下段で、ソフト事業として、災害に迅速に対応するための危機管理体制の構築、下水道に関連する共同研修会の実施による人材育成などを掲げています。

なお、県では、この計画については、各市町村の状況を考慮し、ロードマップや記載内容についても5年ごとに見直すこととされています。

本市といたしまして、今後しかるべき時期に県流域下水道へ統合する際に、この計画との整合が取れるように、県と情報を密にしながら適切な汚水処理を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（山根一男君） ただいまの説明に関しまして、質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了したいと思います。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時34分

○委員長（山根一男君） それでは会議を再開いたします。

報告事項 6. 市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起に関する和解及び結果報告についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 令和3年可児市議会第5回定例会9月議会において議決いただきました市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起に関する案件について、和解及び結果を御報告させていただきます。

資料8を御覧ください。資料に沿って説明させていただきます。

初めに、1. 議決議案です。

議案第62号 訴えの提起については、令和3年8月23日に初日即決いただき、議決いただきました。

次に、2. 経過です。

主な経過については、議会の議決後、直ちに弁護士への委託を行い、訴状の提出準備に入り、弁護士への必要な資料の提出、訴状の作成を経て、令和3年10月6日に訴状を岐阜地方裁判所御嵩支部へ提出いたしました。

裁判所での訴状審査後、被告3名への訴状到達は令和3年10月28日となりました。

今回の事件は、事件番号、令和3年（ワ）第83号、事件名、建物明渡等請求事件とされ、令和3年12月1日に第1回期日が行われました。訴状内容等の確認や和解案の提示がなされました。

令和4年1月21日に第2回期日が行われ、和解期日とされ、和解内容の話合いがありました。

令和4年1月28日に第3回期日が行われ、和解調書の和解条項の確認がなされ、和解が成立しました。

その後、令和4年2月7日に和解調書正本の写しを受理しております。

次に、和解条項の内容です。

主に3点の内容で和解をいたしました。

1つ目は、令和3年12月20日に明渡しが完了しておりましたので、明渡し物件の明渡しをしたということの相互確認、2つ目は、本件未払い賃料、使用損害金及び訴訟費用の合計147万2,161円を分割払いとする内容です。分割払いの方法は、令和4年2月までに82万4,161円、令和4年3月から同年11月までに毎月7万2,000円とされました。

3つ目は、令和4年11月末までの期限までに分割金の支払いを怠り支払いの遅延があった場合の遅延損害金等の条件も和解調書に記載をされました。

最後に、納付の状況です。

令和4年11月30日時点で納付済額140万761円、未納額7万1,400円、令和4年12月6日時点で納付済額147万2,161円、未納額ゼロ円となりました。

11月までの期限に全額返済されなかったことから遅延損害金8,704円の納付を請求し、令

和5年1月16日に遅延損害金8,704円が納付され、これにより全て完済ということになりました。返済総額といたしましては、148万865円というふうになっております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（山根一男君） では、質疑がございますか、今の件。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

次に、報告事項7. 第二次可児市都市計画マスタープランの改訂についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（日比野 聡君） 第二次可児市都市計画マスタープランの改訂について御報告いたします。

お手元の資料を御覧いただきながらお願いいたします。

資料の9になります。

さきの12月議会の際に御説明させていただきましたように、今回の改訂の趣旨は、可児御嵩インターチェンジ工業団地事業に即した用途指定を行うために、本市の基本的な都市計画を定めた可児市都市計画マスタープランを改訂するものです。

改訂の内容は、工業団地開発エリアを商業系から工業系に改訂します。

東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジや幹線道路の交通利便性を生かし、周辺環境との調和に留意しながら工業地としての土地利用を図ってまいります。また、今回の改訂は、工業団地開発に関連する部分のみとする予定でしたが、岐阜県や市都市計画審議会委員からの御意見により、花フェスタ記念公園の名称につきましては、「ぎふワールド・ローズガーデン」と変更いたします。

一般からの意見募集につきましては、今年1月10日から30日までの期間、パブリックコメントを実施いたしました。今回は、工業団地開発に係る部分のみの一部改定であったためと思われませんが、意見のほうはございませんでした。

これを受けまして、2月22日に市都市計画審議会を開きまして、市長より改定案を諮問しましたところ、結果、諮問どおりの原案を承諾するとの答申をいただいております。

ここで1つ、資料の訂正をさせていただきます。

5の今後のスケジュールの内容につきまして、都市計画法第18条の2によりますと、基本方針のマスタープランは遅滞なくこれを公表するとあり、縦覧、告示は不要でしたので、今後、市ホームページへの公表へと進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

念のため県にも確認を取りましたが、そのような対応でよいとの回答をいただいております。

マスタープランについての報告は以上となります。

○委員長（山根一男君） ただいまの説明に関しまして質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件につきましては終了したいと思います。

続きまして、報告事項 8. 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の運営に関する協定書についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（日比野 聡君） 都市計画課からは、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の運営に関する協定書につきまして御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧いただきながらお願いいたします。

資料の10になります。

まず、1の令和5年度から令和7年度の名鉄との協定の内容につきましては、(1)にありますように、3市町と名鉄が協議を重ねてまいりました。

①令和5年度から7年度は、年1億円の運営費補助金により運行を継続すること。

②この3年間、国・県を交えた会議体を設置して、線区の将来像を検討すること。

③これまで以上に収支改善策や利用者増加策に取り組むための合意書を取り交わすこと。

④御嵩町が提案した増額分は、名鉄に入れるのではなく、自治体の裁量において活用することの4つの内容でございます。

次に、(2)番に参ります。

令和5年2月13日付で協定書を締結いたしました。

内容は、これまでのものと変更はございません。

①番、令和5年度から令和7年度までの3年間で協定を締結すること。

②番、3市町は名鉄に対し、各年度年額1億円の運営費支援を行うこと。3市町の負担割合は、御嵩町が7,000万円、可児市が3,000万円としています。

③番、令和8年度以降につきましては、利用者数の推移などの環境の変化等から評価を行いまして、その結果を基に判断していくことの3つの内容でございます。

令和5年度から7年度までの運営費支援につきましては、3年間、各年度、年額3,000万円の債務負担を令和4年第5回定例会において決議いただいております。

あわせて、同日付で合意書を締結しておりまして、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の今後の方向性を探る場として、法定の会議ではございませんが、国や県の担当者をメンバーに加えた会議体を設置し、この先の広見線（新可児駅～御嵩駅間）の在り方を議論してまいります。

会議体は、新年早々設置する予定で現在調整を進めておりまして、3年あるということではなく、3年しかないという意識を持って取り組んでまいります。令和8年度以降の方針につきましては、この会議体での内容を参考に3市町と名鉄が主体となって協議を進めてまいります。

今後も皆様をはじめ、関係者からの御意見を頂戴しながら対応してまいりますので、御協力のほどお願いいたします。

ここで、少々お時間をいただきまして、ちょうど今週末、18日から実施されます名鉄のダ

イヤ改正につきまして、少し触れさせていただきます。

午前中の決算質疑の内容とちょっと繰り返しとなりますが、年明けの1月17日付の名鉄ニュースリリースによりますと、今回のダイヤ改正は、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容に対応するため輸送体制の効率化を図るためのものとされています。

主な改正内容としては、利用状況に応じて列車の削減及び区間の縮小をしますとあり、対象線区全7か所のうちの一つに広見線が含まれまして、新可児駅～御嵩駅間に係るものとして朝の通学時間帯の減便がございます。

具体的には、平日の通学時間帯における新可児から御嵩に向かう列車が6時台から8時台は各時間2便となります。この2便になりますことに唐突感をお持ちの方もお見えになると思いますが、実際にこの件は平成26年から議論されてまいりました。列車運行のダイヤ編成に関しまして、時間帯によって列車本数を柔軟に対応するためには、列車の衝突事故を防ぐためのシステムとして継電連動装置という保安装置が必要となります。これは、複数の路線がある駅構内におきまして信号機や転轍機等を管理する装置で、この装置がないと、明智駅で擦れ違いができません。また、これに附帯する施設としてCTCというものがございます。これは、駅構内の進路制御を遠隔で操作可能とするための伝送媒体で、新可児駅において明智駅の進路を制御する装置でございます。

この2つの列車を安全に運行するための重要な装置が耐用年数を迎えております。継電連動装置の耐用年数は30年から35年とされており、令和5年に上限の35年を迎えます。この2つの列車を安全に運行するための装置の更新に2億5,000万円の費用が必要であり、この費用を3市町で負担してほしいとの話が、先ほど申し上げましたように、平成26年に名鉄からございました。名鉄と度重なる協議を重ねましたが、名鉄側のほうは運行の先行きが見えない広見線に巨額の投資をすることはできないという姿勢を崩すことはありませんでした。

この内容につきましては、直近では令和3年8月19日の議会全員協議会で御説明させていただいており、議事録の中では、継電連動装置の撤去がもたらす影響としまして、1時間に4便運行していたものが2便に減便されるという意味ですとの記載がございます。

ただ、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）は、可児市から御嵩町や八百津町にある県立高校へ通う生徒にとって欠かせない交通手段として捉えております。この影響について名鉄側の考えを確認しましたところ、名鉄が実施した乗降数調査の結果から輸送能力を満たしているとの回答をいただいております、市としての確認も必要であるとの考えから職員による乗降数調査も実施し、同様の結果を得ております。

幸いにしまして通学に支障が出るような事態には至らないと判断しておりますが、列車がこれまで以上に混み合うことは避けられませんが、この減便が名鉄の経営状況にプラスの効果をもたらすとのことから、受け入れざるを得ないことと受け止めております。

繰り返しとなりますが、今後も名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の在り方につきまして、議員皆様をはじめ、関係者からの御意見を頂戴しながら対応してまいりますので、御協力のほどお願いいたします。

報告は以上となります。

○委員長（山根一男君） ただいま説明いただきました。

名鉄に関しまして、いろんな意見もありますので、まず質疑等、今までの説明の中でありませうでしょうか。

○委員（中村 悟君） 取りあえず簡単なことで、今までどおり、ほぼ半分になるけれども、高校生はやれるという。質疑もしましたけど、これって1日に何人ぐらいの想定なんですか。

○都市計画課長（日比野 聡君） 職員による調査を5時から朝の8時、通学の方をちょっと対象にしておる調査になりますが、7時6分、7時21分、7時36分、7時52分、8時8分の5便、この合計人数がまず観測1日目が342人、あと数日、日にちを置きまして、次の日が350人という数字で出ております。

それで、1両が130人という定員でして、2両編成で合わせて260人、今の数字を342人を2便ということで割りますと1便当たり171人ということで、260人より下回っているということになります。

次のほうの日にちのほうで350人を2で割りますと175人、こちらのほうも260人を下回っているという状況で把握をしております。

○委員長（山根一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○委員（高木将延君） すみません。これって結局、じゃあ2便にしたら、もうこれ以上は今後、乗増が増えても戻らないということですよ、機械を更新しないということは。そういうことでよろしいんですかね。

○都市計画課長（日比野 聡君） はい、そういうことになります。

○委員長（山根一男君） ほかに何かありませんか。

○委員（川上文浩君） 名鉄側はこれ以上、運行に関する設備への投資はしないと言っているので、名鉄側から今後更新を迎えるような重要施設というのは明示されていますかね。

○都市計画課長（日比野 聡君） 今のところは具体的な施設については話を伺っておりませんが、想定しますに、大きな施設で橋梁ですね、河川を横断する。そういったものの耐用年数が訪れるというような可能性がございますので、主にそういったものが考えられます。

○委員（川上文浩君） やはり、もうそろそろそれを明確にしてもらえば、もう更新しないというのはもう分かったんで、それは来た時点で、もう市町の補助がない。なければもう廃線にしますよという先が見えてくるじゃないですか。そういうのは明確になると分かりやすいわね。

○都市計画課長（日比野 聡君） 先ほど申し上げましたように、国・県を交えまして、今後はよりこれまで以上に詰めた議論になっていくというふうに思っております。

前回の委員会のほうでもお話しさせていただきましたが、国のほうから指針が、提言がなされまして、会議体の設置とか3年間の期限ということも言及されておりますので、その会議体の中でより詰めた議論をしていくことになると思います。

状況いかにによっては難しい判断を迫られるということも想定しております。

○委員（川上文浩君） 国・県って、今までだと国土交通省も県のほうも会議には全て参加されて関わってきたので、そういった中で期待していたのは、国や県からのいろんな財政的補助を期待していたけど、一切それはできないということで、これからも、どういう形で参加してこようが期待は薄いんじゃないかなあと。ここだけじゃなくて全国各地にこういう路線はあるのでね。だからやっぱり、そういった意味でいくと、もう時期的に言うと、どの施設が期限を迎えて、更新時期に来て、そこにじゃあ市町として、沿線市町として、いざそれを維持するために、要は補填していくのか、それとももう諦めるのかという部分のめどのためのそちらもつけていかないと、今度、代替えの交通機関が要るわけじゃないですか。代替機関の、バスなのか何か分かりませんが、やっぱりそういったところも同時に進めていかないと、便数が減るわ、もともと最初は108万人だったかな、108万人を維持することによって存続させるということで活性化協議会がスタートしているはずなんですよ。それから108万人を超えるどころか、どんどん減って行って、何をやっても乗降客が増えないと。それから順番に、いや、高校生のためにということに変わってきたんだけど、それはそれで大事だと思う。

だけでも、やはり、今からもうその廃線という部分も、市町として負担しないと、もう一切できないんだということであるのであれば、そちらのほうも少しずつ検討して行って考えていく状況にあるんじゃないかなあというふうに思います。

僕は、当初から大体これも見ていたんですけれども、やはり目的が存続のためのあれにどんどん変わっていったのね、その数字と。これができなかつたら一切もうやりませんという108万人からどんどん何か変わってきて、だらだらと来ちゃったものだから、非常に維持することだけというか、何というかな、代替えというものも踏まえた中で少し考えていかないといけないんじゃないかなあというふうに思うところがあります。だから僕、前もよく言うんだけど、最初に陳情に行ったときに、僕、可児高校の関係だったんで、高校のあれで行ったときに、名鉄からもうはっきり言われた。だって、おたくたちのまちづくりって、モータリゼーションをやるだけやって、鉄道を廃止する意向でまちづくりしているんでしょう。そんなのあなたたちがやっているんじゃないのと言われた。もうそのとおりでなあみたいな、明らかに。それを自分たちでやっていて、何を存続しろと言っているんですかということ西部支配人にばかっとなら、岐阜で僕、言われたときに、やはりそろそろちょっと、その辺のところも見据えてやらないと。ただ、やっぱり死守しなくちゃいけないのは、新可児一犬山間というのは何があっても守っていかなくちゃいけないので、そういったところも含めて、少しちょっと、何というかな準備に入ったほうがいいのかもしいかなあ、具体的に、というふうに思います。

○都市計画課長（日比野 聡君） おっしゃるとおり、やはり今のこの3市町の可児市、御嵩町、八百津町の中でも、やはり自治体によって考え方とか温度差があります。

具体的には、例えば高校に通われる子供というのは、恐らく御嵩町に住んでみえる高校生

の方は、多分、徒歩とか自転車で通えるんですよね。仮に、御嵩町から離れた可児市の子供は、生徒は電車で通っていく必要があるんで、その3市町の中でも微妙な温度差を調整しつつ、その鉄道法の改正によって、極端に言ってしまいますと、自治体の意見を無視して名鉄が国土交通省のほうに廃止届を出してしまえば廃止できてしまう今のこの法体制の中にありますので、名鉄とも調整を図りながら、今後の方法をこの会議体の中で探っていきたいというふうに思っています。

1つ、存廃を含めまして、いろんな方法があると思います。上下分離とかということも出ておりますけど、仮に上下分離にすれば、下のインフラ部分についてはその補助の制度もございまして、そういったことも含めて総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

○委員（川上文浩君） 僕はもう一点思うところは、やはり、可児市もトンネルを抜いて、大森のトンネルね、市道何号線か忘れちゃいました。市道のトンネルを抜けて、御嵩町と八百津町もつながりましたよね。県がもっと積極的に県道をきちっと整備してくれて、環状機能を持ったちゃんとした道路が完成できれば、環状機能を持ったバスを走らせて高校を結ぶことだって、ある程度できて、そういうこともできるわけですよ。

だから僕は、本当に、県の役割としたら、そういった今、未整備の計画のある県道をきちっと早く整備しろと。それによってやはり、また公共交通のバスなんかの流れも変わってくるかもしれないので、新たなこれは組めるかもしれないし、そこに、じゃあ今まで出した1億円を投資してバスを環状的に走らせましょうって、いろんなことが考えられるんで、やっぱり県も何をしに来てるか知らんけど、ここ10年ぐらい、毎回毎回会議に、来ているだけで何の回答もないじゃないですか、県も国も。あの活性化協議会へ行っても。来て座っておるだけなら意味がないよね。だからやはり僕が思うのは、やっぱり活性化協議会でも、そういったことを、やっぱり次の代替案としてきちっともう考えていく時期なんじゃないですかというのはもう5年ぐらい前から言っておるんですけど、やっぱりそれをもうやっていく時期なんじゃないかなあと。やっぱり維持できなければ、だから上下分離といたって、今の老朽化している橋梁とか維持するの、3つでしたか、橋梁があるの。3つありますよね。3つあるやつをどうやってこれ可児市と御嵩町で維持していくのかというのは非常に厳しいと思いますよ、これ、明らかに。老朽化した鉄軌道の橋梁を維持していくというのは物すごく困難だと思うので、そういったところも踏まえて広義で考えてくれるといいんじゃないかなあというふうには常に思っている。だから、もう少し積極的に、県あたりはそういった具体案というものも検討していただければと。やっぱり通える足を、公共交通を守ればいいので、今、電車を守るんじゃなくて、高校生に対するその足を守るという時期に来ているんじゃないかなあと思うんです。私はね。

○都市計画課長（日比野 聡君） そうですね。貴重な意見をありがとうございます。

どうしても鉄道にこだわってしまうと、いろんな意見とか広がりがないので、もうこの地域のモビリティ、鉄道、バスを含めたいろんな代替えの交通を考えながら、これからの一

番よりよい方法を探っていきたいなというふうに考えています。よろしくをお願いします。

○委員長（山根一男君） ほか、何か。

○委員（中村 悟君） 今の川上委員の言葉どおりでいいんですが、さっき言われた令和5年で装置が切れる、あれは具体的に言うと、来年度中にどうするかという判断を、またこの可児市とか御嵩町で考えないといけないということですか。その分のお金をだとか、または可児市で言うと3,000万円の中にそれも含めてというふうで解決する話なのか。

○都市計画課長（日比野 聡君） 今の継電連動装置のことでしょうかね。

継電連動装置につきましては、今回もう廃止となります。それに伴って、1時間に2便になるということになります。要は、列車とのやり取りをするための、駅構内での、基本的には機械でやるんですが、例えば、人が間違っただけで操作した場合であっても、機械がそれを阻止してくれるというシステムというふうに伺っておりますので、機械が間違えても、人が間違えても、絶対に事故は起こらないためのシステムということになります。

それを更新するために2億5,000万円が必要になり、それをしないことによって、2便に減便されてしまうということになります。

○委員（中村 悟君） ついでに聞いておきます。来年度から3年間、一応決まりなんですけど、途中で見直すとか、何かの状況で、ということはあるんですか。例えば御嵩町長が替わってとんでもないことを言い出したらどうなりますか、極端なことを言うと。そういうことはどうなるんですか。

○都市計画課長（日比野 聡君） 申し訳ありません。ちょっと今の段階ではなかなかお話をさせていただくというのは難しいんですが、いろんな条件が今の御嵩町の今回の首長選挙を含めて、ちょっとどうなるか分かりませんが、その辺を全部ひっくるめた形で、最も最良な方法を何とか探っていきたいなあとというふうに考えております。

○委員長（山根一男君） ちょっと、私のほうからも、拡大の質問になりますけど、名鉄のダイヤのこの改正に関しましては、東濃鉄道路線バスのダイヤ改正についても影響があるのかどうかということで、若干説明をお願いしたいと思うんですけれども。

○都市計画課長（日比野 聡君） それでは、東濃鉄道帷子線のダイヤ改正につきまして御説明をさせていただきます。

令和4年12月27日に議員の皆様にお知らせした内容がございます。

東濃鉄道は、乗降調査の結果を踏まえまして、さつきバスや名鉄電車の乗り継ぎに配慮したダイヤ改正として説明しております。

朝は、名鉄利用者の通勤・通学時間、10時以降につきましては、さつきバスの乗り継ぎをスムーズにするためのものとなっております。

平日で夜1便、休日で1便から3便の減となっておりますが、乗降調査の結果、ほぼ人が乗っていない便に限定したものとなっております。

令和4年12月28日の帷子自治連合会の会議の席で、東濃鉄道から各自治会長に説明がなされております。

その会、ダイヤ改正自体についての意見などはなく説明が終了したと伺っております。

1つ、市に対しまして、現在の運行補助金を上げる予定があるかどうかの質問がございました。これに対しましては、現状では金額を変更する予定はないというふうに回答をいたしております。

帷子線につきましては、以上でございます。

○委員長（山根一男君） ほかに何か質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、この件に関しましては終了します。

議事の都合により、暫時休憩します。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時06分

○委員長（山根一男君） じゃあ、会議を再開いたします。

報告事項9. 移動図書館（ひまわり号）事業の廃止についてを議題とします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○図書館長（牛江明美君） お願いします。

資料11を御覧ください。

移動図書館（ひまわり号）事業の廃止について報告いたします。

移動図書館は、図書館分館が設置されていない時期に、多くの市民に本に親しんでいただくことを目的として導入され、平成5年に帷子分館、平成6年に桜ヶ丘分館の設置により、現在、移動図書館の役割は限定的になっております。

平成28年度に作成しました可児市公共施設等マネジメント基本計画において、車両の老朽化に伴う更新は行わないと公表しており、貸出冊数も年々減少傾向になっております。

車両は、初年度登録から既に31年が経過しており、度々の修繕をしながら運行してきましたが、令和5年11月の車検の更新を行わず、令和5年9月の巡回をもって事業を廃止することとしました。

事業廃止までのスケジュールとしましては、令和5年4月から自治連絡協議会への報告、利用者への周知を行い、8月には規則改正、9月に最終巡回、10月に廃車手続を行う予定です。

令和5年4月から利用者へ周知していく中で、利用者のニーズや時代にマッチした代替事業を検討していくよう考えております。以上です。

○委員長（山根一男君） ただいまの説明に関しまして、質疑はございますか。

○委員（川上文浩君） 監査のときにもお話をして、これ、寂しいなあの一語で。終わるのはね。でも仕方ないなあと思うんですけども、僕なんかもそうなんだけれども、デジタルで本を読めないんですよ、僕。もう目が痛くなってね。だから本当に、単行本とかそれしか駄目なんだけど、そういった人もいて、子供たちとか高齢者の方にはすごくやっぱり使い勝

手のいいものであったんだろうとは思うんだけど、やっぱり今はDXの時代なんだけど、やらずにちゃいけないんだけど、やっぱりそういった人たちに配慮できるような分館の整備だとか、例えばポストなんかで今やられていると思うんだけど、もう少しそれを使いやすくするとか、そういった配慮はしていただけるといいなあというふうには思います。

非常に残念なことですけど、これは、これ以上この更新するのはできないだろうなあということをおもうので、そこだけちょっと配慮しながら進めてもらえれば。やっぱりそういった人にも届けられるような仕組みを、これがあるからいいじゃないかみたいなことはちょっと違うのかなあというふうにおもうので、お願いしたいなと思います。以上です。

○委員長（山根一男君） 御意見等、よろしいですか。

○委員（中村 悟君） 今言われたように、大変残念なんですけど、9月までやるというのは何かあるんですか。というのは、初年度から31年経過したような車をあと半年乗られるというのは、今までもやってみえたんで大丈夫やと思うんですけど、何かその時期の問題というのはどういふことですかね。

○図書館長（牛江明美君） やっぱり少ないといえども、高齢者に限られてはいるんですが、利用者が。やっぱり毎回利用される利用者も見えますので、その周知期間として半年間、何とか運行できたらなあと思っております。

○委員長（山根一男君） ほか、ございませんか。

○委員（伊藤 壽君） 近々の利用者ってどのぐらいありました。利用者と貸出し、ここで貸し出す移動ステーションですか。

○図書館長（牛江明美君） ステーションは、地域のステーションを18か所回っておりまして、2月末現在で1,381冊の貸出しがあります。

毎月見える方が、10冊まで借りられますので、延べ人数としてはある程度あるんですが、利用者としては、まだそれをちょっと調べてこなかったんですけど、利用者としては限定的ですね、はい。

○委員長（山根一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては終了したいと思います。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時27分

○委員長（山根一男君） 会議を再開いたします。

それでは時間も大分押してきましたんですけど、最後の協議事項につきまして、お願いしたいと思います。

協議事項1の可児市空き家等対策協議会の委員についてを議題といたします。

可児市空き家等の適正管理に関する条例第16条に基づく空き家等対策協議会委員の任期が令和5年3月31日までとなります。そのため、新たな協議会委員1名の選出依頼が所管課からありました。

委員の選出について、御意見ををお願いします。

何かありますか。

〔挙手する者なし〕

御意見がなければ、前回選出の方法と同じように、建設市民委員会の副委員長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、松尾副委員長にお願いしたいと思います。

では、この件につきましては終了します。

協議事項2の、今後の委員会活動についてを議題といたします。

この中で、特に今、議会報告会についてを議題にしなきゃいけないんですけども、既に総務企画委員会のほうでは5月14日14時から総合会館5階大ホールまたは福祉センターで、テーマとしては地域防災についてということで一応、決定されております。今議会中には決めなきゃいけないということなんですけれども、何かアイデアといいますか、これを取り上げたほうがいいというような思い、何か課題とかありましたら、ちょっとここでお聞きしたいなと思うんですけども。

○委員（川上文浩君） このところ、ずうっと、外国籍の方々との意見交換をしてきて、代表質問まで持って行って、キーパーソン会議ができて、それでまた、去年もそれをやったんだけど、ここは取りあえず、ある程度の一定部分はずうっと所管事務調査やらを進めるとして、今回、いろいろ西可児の東鉄バスの件も出ていて、今日も名鉄の件もあります。あとはコミュニティバスの件もいろいろあると思うんで、公共交通というのを、もう一度ちょっとやってもいいのかな、全般にみたいところがちょっと思ったかなというところが僕はありますので、僕は公共交通をやってもいいのかな。それも、全体にこれということじゃなくて、帷子地区のバスの話とか、コミュニティバスとか、いろんな今やっている公共交通の在り方とか、それから名鉄広見線も含めた全般について、ちょっと課題にしてもいいのかなあみたいな。

ぜひ、もし時間があれば、委員会で僕、一回、コミュニティバスを全路線乗ってみるといいうのをやってみるとどうかなあと思うんですよ。一回乗ってみると。手分けしてもいいんだけど、何路線か。これはちょっと一回実際に乗ってみて、どうなんだろうというのを調査して、人の意見を聞いて、乗っている人の。それで生かしていくということをやると面白いかなあ。面白いと言ったら失礼なんだけど、重要な調査事項になるんじゃないのかなあという。やっぱり、その都度、その都度やはり、その乗っている人の意見も変わるでしょうし、一度、やっぱりしっかり乗って調査してみるのもいいのかなあというふうには思います。

○委員長（山根一男君） ありがとうございます。

○委員（伊藤健二君） 私も賛成です。一度乗ってみるのがいいですね。

昔、始まってすぐの頃に、1時間20分とか30分だかで動いているコースがあって、一回乗ってごらんって、すごいいろんなことを発見するからって誰かに、乗った人に言われて、一回そのときに乗ったんじゃないかと思います。

あと、もう一つ、概括して、可児市の今の公共交通、そしてあるいは高齢者や障がい者等々のハンディがある人たちの足としての確保はどう考えたらいいか。まずは現状を知ろうと、認識の共有を図ろうということを目にして、特定化だけじゃなくて、全般的な認識の一致を図る作業をひとつ、まずやってみる必要があるかなあということは大賛成です。

○委員（川上文浩君） 1点言えるのは、美濃加茂市が、可児川駅まで乗り入れているでしょう。美濃加茂市のバスが可児川駅まで乗り入れているので、そういったことも含めて、アクセスの問題とか、一回実際に、ちょっと手分けして調査したりなんかしながら、それを生かしていくというのは意義があるのかなあというふうには思いますね。

○委員長（山根一男君） ありがとうございます。

ほかのアイデアとか、今の件のもう少し付け加えでも。

○委員（酒井正司君） 私も大賛成で、都市計画課に厳しいことを言っているのは、厳しいことじゃなしに現実を訴えているんですよ。ですからやっぱり、私ら自身もその現実を体感するということは、まず必要。

それと先日、議長宛てに意見書が来たと思うんですよ。できたら、あの人も一緒に乗ってくれんかなあと、そんなことも思っているんですけど、それをちょっと披露されたらどうですか。

○委員長（山根一男君） 議長宛てに、東鉄バスについての意見書というか要望というか、意見表明があったんですけど、特に請願とかということではもちろんないんですけども、一応、議長のほうからも所管である建設市民委員会のほうでは周知というか、認知しておいてほしいというようなことです。

一応、ここにもいろんな要望として出ておりますので、ほかにテーマとして今なければ、公共交通を取り上げていくという方向で今、行きたいと思うんですが。

○委員（川上文浩君） まだ全部読んでいないんだけど、局長に聞きたい。

これは、意見書として出ているんだけど、どういう取扱い、文書的に言うと、どういう取扱いをするの。

○議会事務局長（宮崎卓也君） 議会への意見ということですよ。陳情とか請願とかではないので。

○委員（川上文浩君） 議長への手紙が届いたよという感覚でいいの。

○議会事務局長（宮崎卓也君） そうです。議長への手紙です。

○委員（川上文浩君） これに正式に回答するとかそういうことはないわけですね。

○議会事務局長（宮崎卓也君） 回答は、要るとは書いていないですね。だから、ここは意見ということで、受け取ったということで今は処理しておりますけれども、本人はそれで了解

してみえます。

○委員長（山根一男君） 酒井委員が、一応、接触されているんですね、この方と。

○委員（酒井正司君） ちょっと背景を説明しますと、この方は予算決算委員会の議事録を見て、私に電話をくださったんですね。何でわしやと言ったら、あんたが適任やと思ったって。緑に見えて富田議員にも出したらどうという話で、私のほうから持ちかけて、県のほうには地域交通についての請願を出されているそうです。これの上位バージョンを出されているわけですよ。これは、僕、請願と陳情というシステムがありますが、それに該当しないので正式な回答は差し上げられませんよと、先ほどあったように、市長への手紙のように御意見として承りましたで終わるんですよと言ったら、それはもうしょうがない話だと。ただ、問題は共有したいんで、こんな重要なことを放っておくなんていうのは、もう議員の存在価値がないぐらいのことを言われまして、分かりましたとって、この書類を預かって議長に渡したという経緯です。

ちょっと補足ですけど、この方は西可児に住んでいらっしゃるんでね、まあメインはその西可児に焦点を当てているけど、まあ名鉄の全線にも目を向けているということは非常に注目すべきだなあと。ここまで先見の明というか、そこまで見通して御意見をくださったというのは貴重だなあとということと、今度、委員会として取り上げるんだったら、当然、さつきバスもそうですし、それから緑ヶ丘線もありますんでね、これ一応、補助金を出しています。例えばそれも含めての公共交通というような取扱いをしないと、偏った、中途半端になるかなあとは思いますが。以上です。

○委員長（山根一男君） ありがとうございます。

では、これを上げていくんで、もう少しアイデアをいただけたらありがたいですけど、どういう団体を呼ぶかとか。

○委員（川上文浩君） だから、要は全般にやればよくて。これも含めて、公共交通全般にやればよくて、広くグループディスカッションすればいいわけだから。分けてもいいし、やっぱり広見の人に帷子のことを言われてもちょっと分からないんじゃないですか。だから、どこか中心箇所、広見なら広見の中心箇所、公共交通をテーマに議会報告会をやりますよということで、名鉄広見線、それからバスの問題、それからコミュニティバスとかデマンドバスとか全部含めて、全部やりますよということで企画して、日にちはもう5月14日の午前中ぐらいがいいんじゃないかなと。これ以上遅れてくると、議会が早めに始まるので。だから14日の午前中ぐらいにはめてどこかでやればいいんじゃないかなあ。対象は、もう広く。で、日曜日じゃないと高校生とかが出られないので、高校生とかいろんな利用者にも声をかけてやったらどうかとは思いますが。公共交通全般について意見交換しましょうみたいな。

その代わりに、僕らは全てのあれを乗らなあかんね。これは冗談やないよ、本当に乗ったほうがいいと思う。乗ったことあるんですかと言われたときに、ありませんとは言えないんですよ。やっぱり乗ってみるというのは大事だと思う。1人で乗るのは恥ずかしいから、誰か一緒に行ってくれんと。

○委員長（山根一男君） 特にベースとなるような団体とか、声をかけるような団体で目星みたいなものはないですかね。不特定多数に声をかけるだけだと。

○委員（川上文浩君） だから、利用者、乗ったときに利用者に声をかけるとか、実際に利用している高校生に声をかけてみるとか、学校にお願いをすることかというやり方があるので、そういう形で募ればいいんじゃないかな。だって、利用していない人は分かんないでしょう。だって僕も乗っていないから分かんないじゃないですか。で、乗ったときに、その人に声をかけて、こういうことをやるからどうですかと宣伝してついでに歩くというのは、セールスしていくというのは非常にいいんじゃないんですかね。やっぱり利用者じゃないと分かんないですよ。

特にさっきも出たけど、今、破綻して、うちも破綻しちゃったんだけど、移動支援はうまくいっていないですよ。ボランティアの移動支援というのは。桜ヶ丘は今も続けているのかな。帷子も続けておる。広見はもうぼしゃっちゃったので、さすがにそこに頼って移動支援をやるというのは厳しいですよ、やっぱり。続かない。1人の人に負担ががあとって。それだったら公共交通をきちっとしたほうがいいんじゃないかなあと思うので、そういう形で、今日はまず日にちと時間と、大体どこでやるみたいな。昼からはもう取られちゃっているんで、午前中でやる、5月14日の。

○委員長（山根一男君） 大丈夫ですかね、事務局的に、みんなが動けばいいですね。

○委員（川上文浩君） ということでどうですか。

○議会総務課長（杉山尚示君） ごめんなさい。午前中は花いっぱいがあるので昼からにしようかとなっていたんで。

○委員（川上文浩君） でも、花いっぱいがあっても、10時からぐらいなら何とかなるんじゃないですか。

○議会事務局長（宮崎卓也君） 花いっぱい、大体8時から9時ですよ。

○委員（川上文浩君） どうですかね、それで。

別の日に設定してもいいけど、日曜日じゃないとなかなか難しい。

○委員長（山根一男君） そうですね。総務企画委員会は自治連合会の方に呼びかけようとしていたんでどうしても午後という話なんですけれども、利用者をどうつかまえるか、ちょっとその辺、課題として考えますけれども。

じゃあ、仮ということで5月14日の午前中でよろしいですかね。

会場は、どこがいいかですね。あと、一般に参加できるというか、Zoomでももしできるといふことであれば。

○委員（川上文浩君） 広聴の部会と言いますが、それほどハイブリッドにはこだわらなくてもいいと思うので、まずは我々は、その公共交通を利用して、利用者に対して働きかけるとか、そういう形を取ってやっていけばいいんじゃないかな。場所は、それこそ日曜日なんで、総合会館の大ホールか、福祉センターでもそうだし、会場は一緒でもいいですからね、時間がずれているだけなんで、同じ会場で時間をずらしてやるというのはありだと思ってい

て、そのほうが準備が楽ですから、同じ場所でやるというのもありかなあと。ゆとりピアも含めてね、とは思いますが。

○委員長（山根一男君）　そうですね、同じ場所でやれば、共通に、午前と午後、出たい方がいらっしゃるかもしれませんね。

一応、今、アイデアをいただきましたので、どうしよう、この後、正・副委員長でもう少しもんで、文書にして皆さんにグループウェアその他で聞きながら、最終、何とか形にしていきたいと思えますけど、よろしいですか。

日にち。じゃあ、一応、14日の10時を予定しておきます。会場につきましてはもう少し検討させていただきますけど、総務企画委員会と同一でもあり得るということ。

あと、じゃあ内容につきましては、グループウェアその他でまた発信しますので、あと皆さん、意見ありましたら。

○委員（川上文浩君）　ちょっと私、言い出しっぺなので、それまでにどこの何をどう使ってみんなが視察するかというスケジュールはつくりまします。責任を持って私が。

だから、名鉄、それからコミュニティバス。デマンドバスはいいですね、デマンドバスはなしで。あとバス路線、ちょっとつくりまします。

○委員長（山根一男君）　では、その件は引き取らせていただきまして、同様に、関係団体との懇談会につきましてはですけども、実は、バス業者ですね、当初、ダイヤ改正のときに意見を聞きたいという話もあったんですけども、意見交換会みたいな形で何らかの接触といえますか、会を催すということも可能であるとは聞いているんですけども、それを含めまして何か、関係団体の懇談会がありましたらお願いします。

○委員（川上文浩君）　私ばかりしゃべって申し訳ないんだけど、事業者というのは、協力を仰ぐ側なんですね、我々は。僕、名鉄のときにいつも言っていたんですけども、ボールは100%、もう今、名鉄なんです。名鉄がやめると言って国土交通省に申請を出したら、1年後に廃線できるわけですよ。

気をつけなくちゃいけないのは、そこに圧力的なことを言っても何も生まれないんですよ。結構、運営協議会とかがそういうことになっていて、御嵩町からの文句ばかり言うところになっていて、やっぱりそれをやってもあまり生まれるものがなくて、今回、この議会報告会を経て、調査を経て、みんなの意見を聞いたものの声を届けるために事業者と意見交換をやるというのは建設的なものになるんですけども、ただ呼んでやると、これは絶対、こちらの言い分を言うだけで建設的なものにならないので、今はやめたほうがいい。

これをやってからやるなら考えるということと、あえてこれをやっぺいこうと思うと、今この時点で、その各種団体の懇談会を入れるというのは厳しいと思います。その前に、僕をつくるスケジュールが厳しいかもしれないので、皆さん方、ちょっと公共交通に乗ってもらわなアカんですから。

だから、今はそれは入れなくてもいいと思う。ここに集中しましょうというふうに僕は思います。

○委員長（山根一男君）　そうですね。いずれにしても、後者のほうに可能性としてはあると
いうことで、名鉄じゃなくて、東鉄バスの関係者ですね。

懇談ということで、別に責めたりする場ではないんですけども、ちょっとそれはじゃあ、
一応置いておいて、まずは5月14日につきましてまとめていきたいと思いますので、意見等
ありましたら、またこの後でもお願いします。正・副委員長のほうにお願いします。

あと、その他のところで何か御意見ありますか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、本当に今日、時間が押してきましたんですけども、慎重な審議といいますか、
ありがとうございました。

この委員会もあと、もう我々の改選も含めまして先が見えてくるんですけども、ぜひこ
こでの議論を形にしていける、次に引き継げる形のものも、今後時間をかけて次の議会まで
に考えていきたいと思いますので、またそういったことでの御意見もありましたらお願いい
たします。

ほかになければ、これにて建設市民委員会を終了したいと思います。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、御苦労さまでした。

閉会　午後4時47分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月15日

可児市建設市民委員会委員長